

第1章 丸亀市第二次環境基本計画（後期計画）について

1-1 環境基本計画とは

環境基本計画には、国の計画、県の計画及び市町村の計画があり、以下に、国の計画、香川県の計画及び丸亀市環境基本計画の概要を記載します。

1 国の環境基本計画

国の「環境基本計画」は、「環境基本法」第15条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。

環境基本法 第15条

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するために6年程度をめぐりに見直しが行われていて、平成6年12月に第一次計画が、平成12年12月に第二次計画が、平成18年4月に第三次計画が、平成24年4月に第四次計画が閣議決定されています。現在の計画は、平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画です。

第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、各地域がその特性を生かした自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられています。

また、第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略（表1-1-1）と重点戦略を支える環境政策（表1-1-2）が設定されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS						
1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう		

表 1-1-1 国の環境基本計画における重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上を目指す。 ● 再生可能エネルギー*や省エネルギーは、地球温暖化*対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。 ● 金融・税制を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。
<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。 ● 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。 ● 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の強化等、環境インフラやグリーンインフラ等を活用し、強靱性（レジリエンス）を向上させる。
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源の質を向上させ、地域における自然資本、人工資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。 ● 循環資源や再生可能資源の活用により地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。
<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ライフスタイルのイノベーションを創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。 ● 森・里・川・海などの自然の価値を再認識し、人と自然、人と人のつながりを再構築する。 ● 人々の健康と心豊かな暮らしを脅かす環境リスクを評価し、予防的取組を推進する。
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の課題の解決にも資する環境技術の開発・普及を推進。 ● 人工知能等のICTも活用しつつ、Society5.0*の実現を目指す。 ● 課題解決先進国として、優れた環境技術で世界の環境問題の改善にも貢献。
<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献と、途上国における持続可能な社会の構築を支援。 ● 国内で実現した地域循環共生圏のモデルをパッケージとして世界に展開し、持続可能な地域づくりに貢献する。

表 1-1-2 国の環境基本計画における重点戦略を支える環境政策

<p>①気候変動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パリ協定を踏まえ地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施、長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進、気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施
<p>②循環型社会*の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施
<p>③生物多様性*の確保・自然共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施
<p>④環境リスクの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策
<p>⑤基盤となる施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等
<p>⑥東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等

【本文中の記号について】

*:このマークを付した用語については、「資料4 用語集」に説明文を掲載しています。
(同じ用語がある場合は、初出のものにマークを付しています。)

2 香川県環境基本計画

香川県環境基本計画は、香川県環境基本条例第9条の規定に基づいて香川県が定める「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」です。

香川県では、平成9年に環境基本計画を策定し、その後の環境をめぐる社会経済情勢の変化を受け、平成13年7月、平成18年3月、平成23年10月、平成27年12月、令和3年10月に見直しを行い、環境保全の取り組みの推進を図っています。

令和3年10月に策定された現行の香川県環境基本計画では、香川県が目指す環境の将来像を「県民みんなでつくる 人と自然が共生する持続可能な香川」とし、各分野にまたがる基本目標と、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の4つの環境分野ごとの基本目標が設定されています。

3 丸亀市環境基本計画

環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施を定めています。

また、丸亀市環境基本条例第8条では、「市長は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、丸亀市環境基本計画を策定しなければならない。」と規定されており、丸亀市環境基本計画は、この規定に基づく地域版の環境基本計画となります。

丸亀市環境基本計画では、丸亀市環境基本条例第3条で規定された基本理念に基づいて、快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくことを目的としています。

■ 丸亀市環境基本条例の理念

1. 快適な環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持・向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。
2. 快適な環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3. 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

■丸亀市環境基本計画の位置付け

丸亀市環境基本計画は、「環境基本法」、「丸亀市環境基本条例」、「国の環境基本計画」及び「香川県環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して作成される計画です。また、「丸亀市総合計画」を環境面で支える市の環境行政における基本方針を定める計画となります。

計画の推進に当たっては、庁内各部署の共通認識のもと、あらゆる施策・事業・取り組みに環境重視の視点を織り込んでいくことにより、それら施策等の進捗に応じて、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくこととなります。

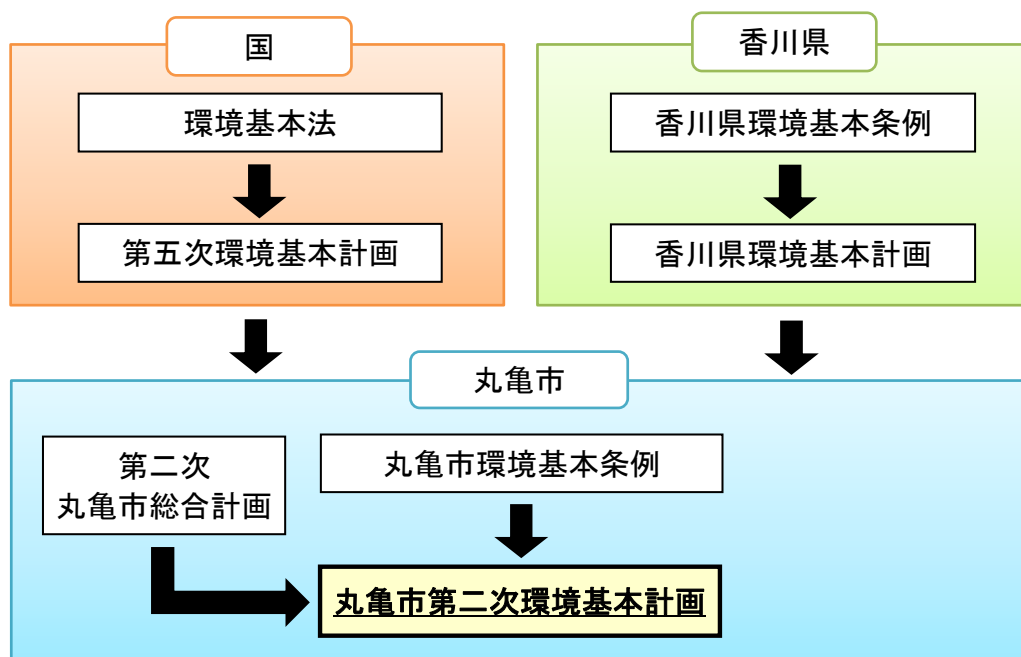


図 1-1-1 丸亀市環境基本計画の位置付け

1-2 丸亀市第二次環境基本計画の基本的事項

1 計画の役割

今日の環境問題は、自動車騒音*、生活排水による水質汚濁*、ごみ問題、地球温暖化など広い範囲にわたっていますが、かつての産業公害と異なり、市民一人ひとりの影響が積み重なって環境負荷*を増大させていることが主な原因の一つとなっていることから、環境の改善は市民の取り組みにかかっているといえます。

このことから、環境基本計画の役割として、①環境行政の基本的な方針・考え方を定めることに加え、②市民や事業者が行政とともに協力して環境保全に取り組んでいくため「市民参加の仕組みをつくる」ことをあげることができます。

2 計画策定の基本的な考え方

丸亀市第二次環境基本計画は、当初の丸亀市環境基本計画を継続しながら、社会的な背景、環境分野全般の現状及び市民の御意見を踏まえて見直した計画となっています。

なお、これ以降、第二次環境基本計画を「第二次計画」と略して記載します。

3 第二次計画の期間

第二次計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間です。そして、計画期間の中間年度（5年目）である令和3年度（2021年度）に計画の見直しを行いました。



図 1-2-1 第二次計画の期間

4 第二次計画（後期計画）で対象とする環境

第二次計画（後期計画）で対象とする環境の範囲は、近年の社会状況の変化を踏まえ、表中の「留意すべきこと」に配慮して、第4章で施策を検討することとします。

表 1-2-1 第二次計画（後期計画）で対象とする環境の範囲

区分	環境要素及び留意すべきこと
自然環境	気象、地形、動物、植物、森林、河川、海域など 【留意すべきこと】 ・瀬戸内海環境保全基本計画の変更（沿岸域の保全、水産資源の持続的な利用の確保等） ・森林保全の重要性（再認識）、農地の保全 ・野生鳥獣（イノシシ等）の被害、外来生物*対策（アライグマ等） ・生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定
生活環境	大気質、水質、音・振動、悪臭、地盤沈下など 【留意すべきこと】 光化学オキシダント*、石綿*、微小粒子状物質（PM2.5）*等、近年問題視されている項目
資源の循環	廃棄物、水資源、光・熱エネルギーなど 【留意すべきこと】 ・海洋プラスチックごみ問題*の解決に向けた取り組み ・食品ロス*の削減 ・大規模災害時の廃棄物処理 ・災害時の非常用電源としての分散型エネルギー*の整備
地球環境	地球温暖化、気候変動の影響、オゾン層*、酸性雨*など 【留意すべきこと】 ・地球温暖化対策（緩和策*・適応策*）の推進 ・2050年カーボンニュートラル*・脱炭素社会*の実現
歴史文化環境	歴史遺産、伝統文化、芸術文化など 【留意すべきこと】 歴史遺産や伝統文化・芸術文化の継承
都市環境	公園、アメニティ施設*（清らかな水辺、美しいまち並み、歴史的な雰囲気など環境の快適さに資する施設）、都市景観*など 【留意すべきこと】 ・高齢化社会の到来、空き家対策 ・防災機能を有した公園整備
環境教育及び環境保全活動	【対象とする項目・留意すべきこと】 ・環境保全活動を担う人材の育成 ・人材育成のための環境学習・教育 ・市民、事業者、市の協働*のさらなる展開

第2章 丸亀市の環境の現状と課題

2-1 丸亀市の地域概要

1 丸亀市の概要

丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がっています。そして、海岸沿いには埋立地が広がり、北に瀬戸内海を望み、本島、広島、手島、小手島、牛島などの島々が点在しています。面積は111.83km²と香川県の約6%を占め、そのうち島しょ部の面積は23.63km²です。

陸地部は、その姿から讃岐富士と呼ばれる飯野山、その北側に青ノ山があり、市の最南端にあたる大高見峰、猫山、城山から北に緩やかな勾配を有する平坦地となっていて、丸亀城のある亀山と双子山が平野部に変化を与えています。

市の中心には県内唯一の一級河川である土器川が貫流しており、東側は大東川、西側は金倉川が流れています。また、地理的に降水量が少なく、常に水不足に悩まされてきたことから、主に農業用水として、市内には多数のため池があります。

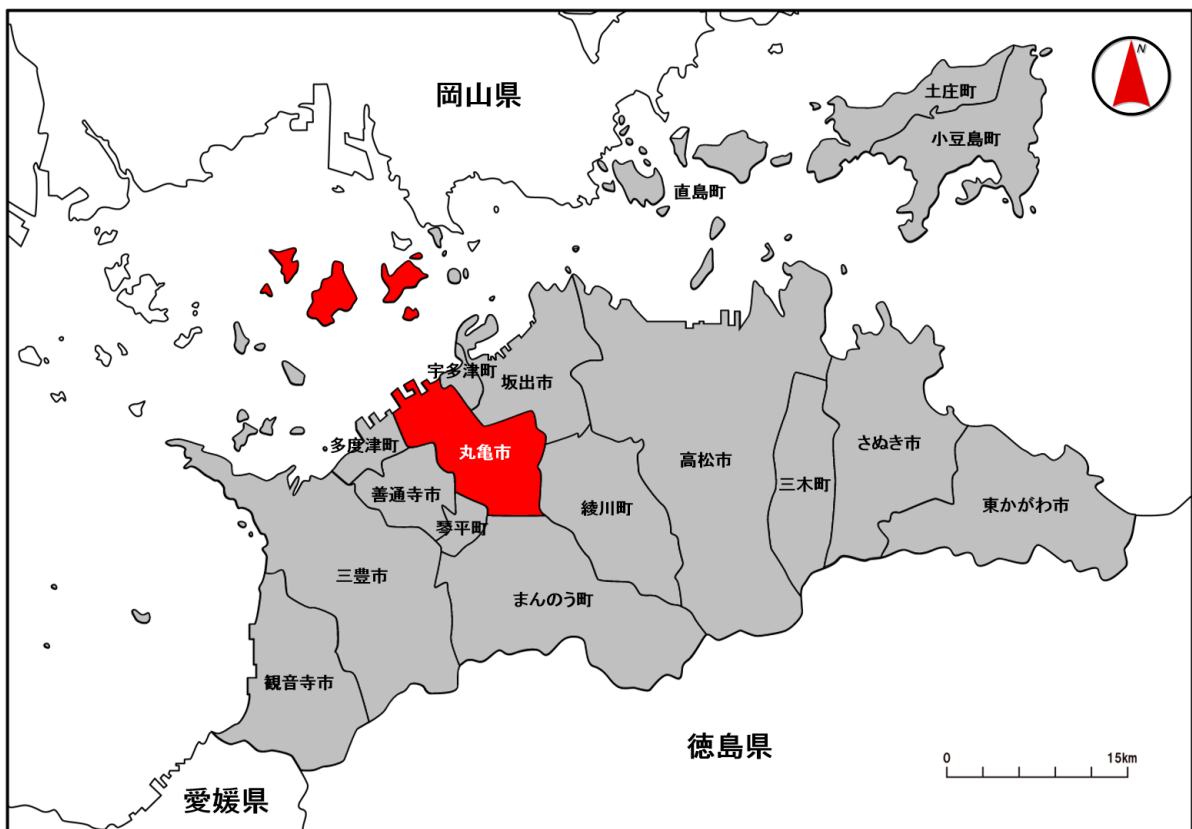


図 2-1-1 丸亀市の位置

2 気象

(1) 気温・降水量

丸亀市は、典型的な瀬戸内海型気候で、降水量が少なく、比較的温暖で日照時間が長いという特徴を持っています。

丸亀市内には、気象観測所は設置されていませんが、隣接する多度津町に設置されている多度津特別地域気象観測所で常時気象観測が行われています。多度津町における平年値*は、年平均気温が16.5℃、年降水量が1,116.8mmとなっています。また、降水量は梅雨時期と9月に多くなっています。

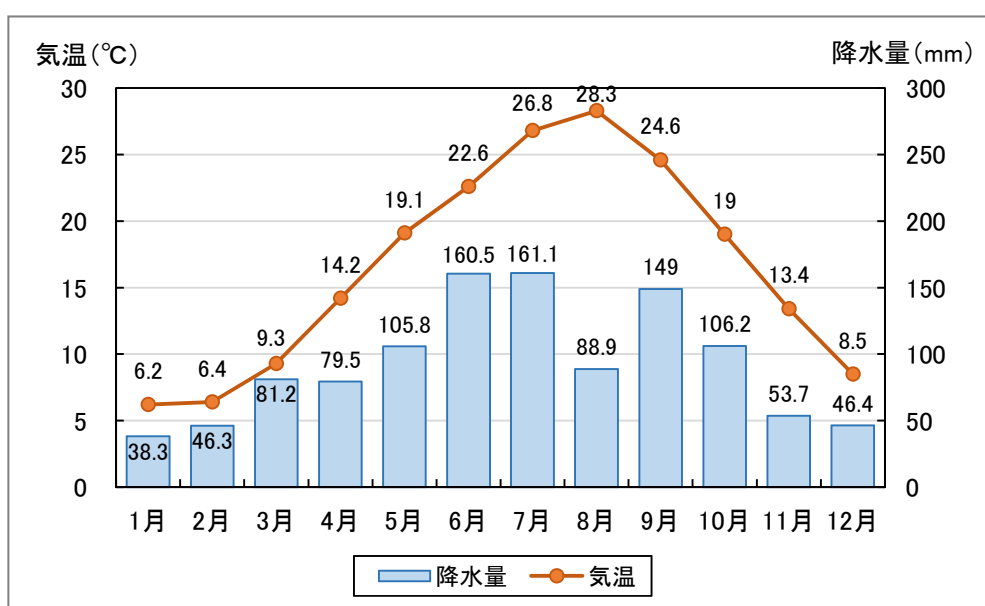


図 2-1-2 気温及び降水量の平年値（多度津町）

出典：気象庁

(2) 年平均気温の推移

多度津特別地域気象観測所における年平均気温の推移を、年間を通じた観測データがある1893年から2020年まで示すと図2-1-3のとおりです。図には各年の観測値に加え、変動傾向をわかりやすく示すために5年ごとの移動平均値（対象年及びその前後2年を含めた5年間の平均値）を示しています。

移動平均値は、1920年頃からの約100年で、15℃程度から17℃で約2℃上昇しており、特に1980年頃以降から上昇幅が大きくなっています。

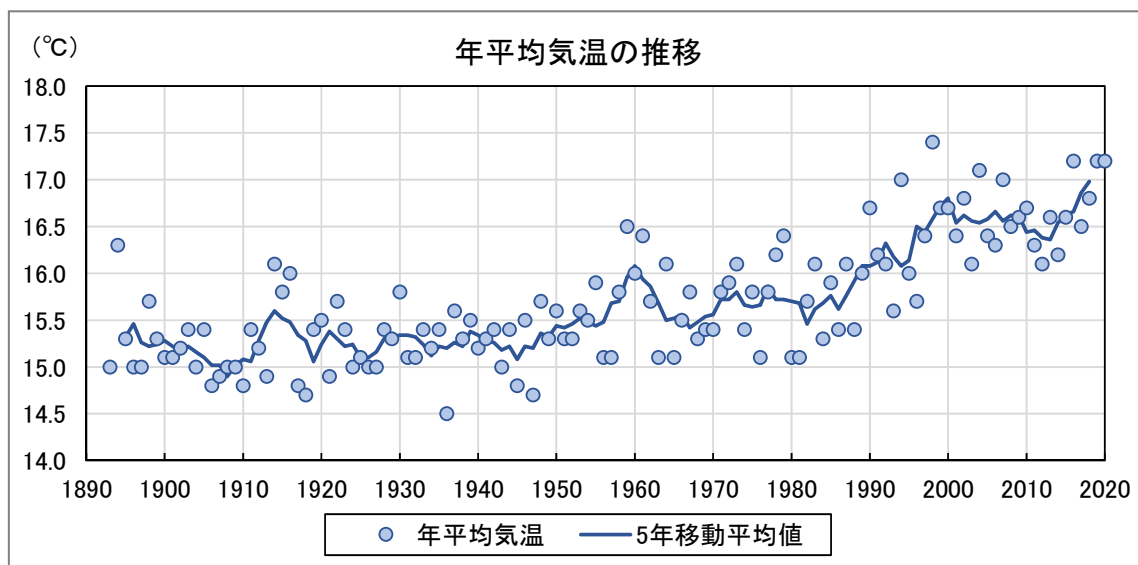


図 2-1-3 年平均気温の推移（多度津町）

出典：気象庁

(3) 気象災害

丸亀市における近年（おおむね過去10年間）の主な風水害及び地震は、表2-1-1に示すとおりとなっています。近年気象災害による大規模な被害はありません。

表 2-1-1 丸亀市の主な風水害及び地震

種別	年月日	災害名	被害状況
風水害	平成28年9月8日	大雨	床下浸水8棟
	平成28年9月20日	台風16号	床下浸水3棟
	平成29年9月17日	台風18号	床上浸水6棟、床下浸水61棟
	平成30年7月5日	大雨	半壊1棟、床下浸水2棟
	平成30年9月30日	台風24号	床下浸水1棟
地震	平成26年3月14日	伊予灘を震源とする地震 (M6.2)	人的被害、物的被害なし
	平成28年10月21日	鳥取県中部を震源とする地震 (M6.6)	人的被害、物的被害なし

出典：丸亀市地域防災計画

3 人口及び世帯数

丸亀市の人口は、平成27年で110,010人となっており、香川県の人口の11.3%を占めています。人口・世帯数及び一世帯当たりの人員の推移をみると、平成2年から平成27年にかけて、人口が8.6%、世帯数が38.1%増加しています。一方で、一世帯当たりの人員は21.3%の減少となっています。

また、平成2年から平成27年までの年齢階級別構成比率をみると、平成2年には15歳未満の人口が18.4%、65歳以上の人口が15.1%であったのに対し、平成27年には15歳未満の人口が13.9%と減少、65歳以上の人口が27.4%と増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

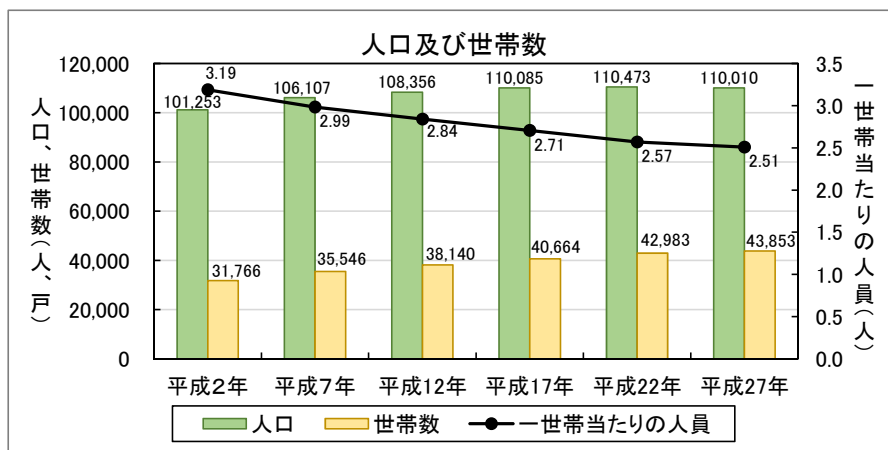


図 2-1-4 人口及び世帯数

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出

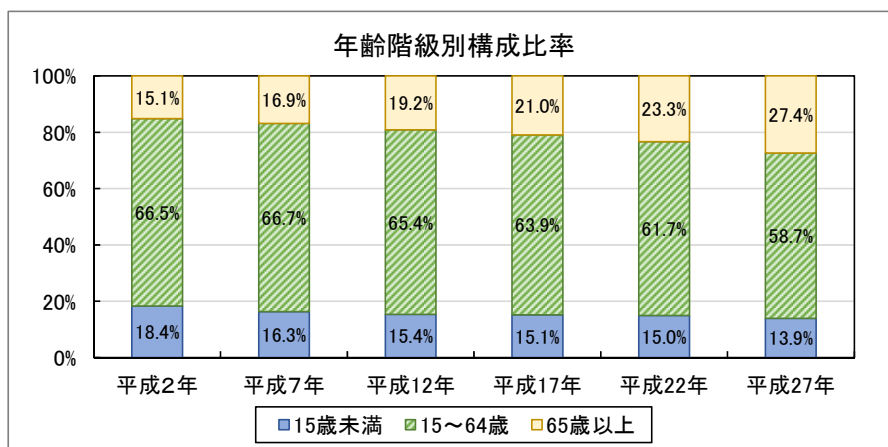


図 2-1-5 年齢階級別構成比率

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

- 〔注〕1. 平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出
 2. 年齢不詳の人口を除いた比率を示す。
 3. 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 産業

(1) 産業別就業者数

丸亀市の就業者数（15歳以上就業者数）は、平成27年で50,783人となっており、減少傾向で推移しています。

また、産業別就業者の比率をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向で推移しています。

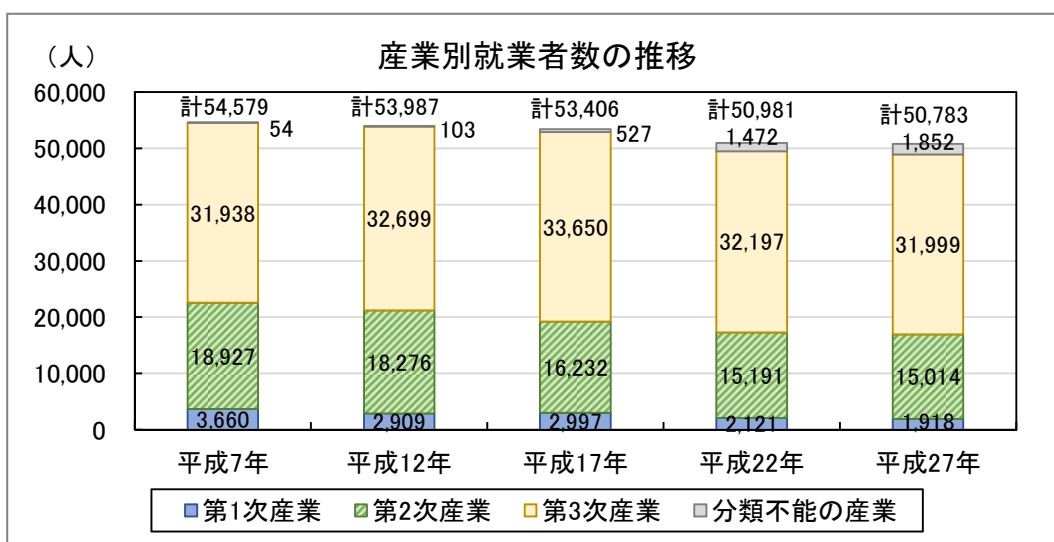


図 2-1-6 産業別就業者数の推移

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出

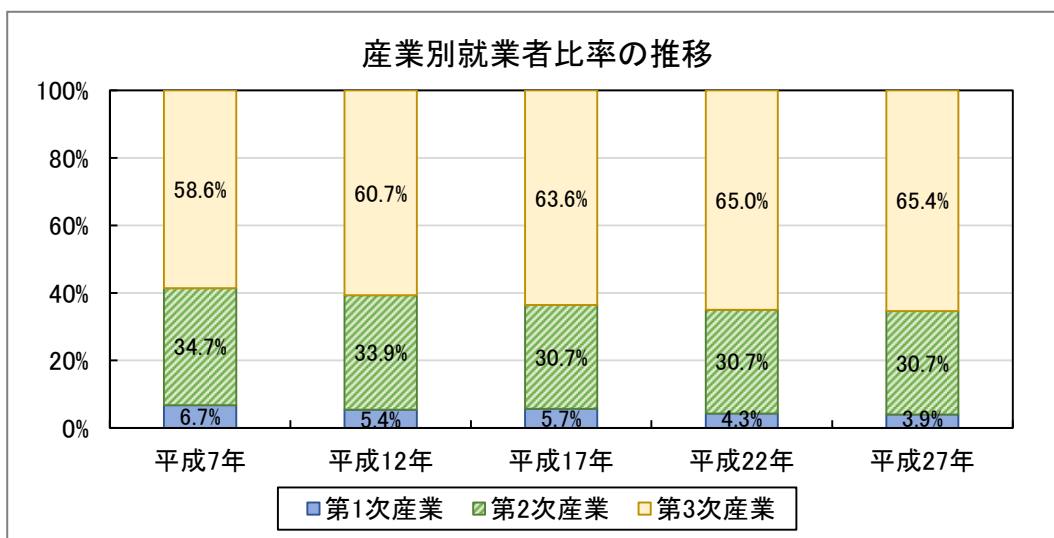


図 2-1-7 産業別就業者比率の推移

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕1. 平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出

2. 分類不能の産業の就業人口を除いた比率を示す。

3. 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 農業

丸亀市の販売農家数（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家）は、平成27年で1,772戸となっており、平成12年からの15年間で49.7%減少しています。また、経営耕地面積も、平成27年度で1,431haとなっており、15年間で40.0%の減少となっています。

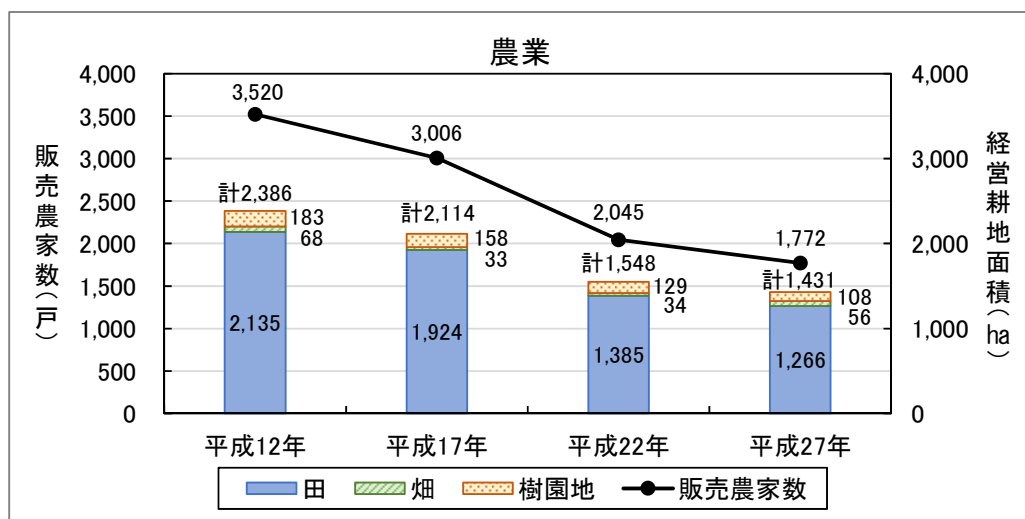


図 2-1-8 販売農家数と経営耕地面積の推移

〔注〕 1. 平成17年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出
 2. 端数処理のため、経営耕地面積の総数が「田」、「畑」、「樹園地」の合計と異なる場合がある。
 出典：農林業センサス（各年2月1日現在）

(3) 漁業

丸亀市の漁業経営体数は平成30年で88、漁船数は118隻となっており、平成15年から平成30年にかけて15年間で半数以下に減少しています。

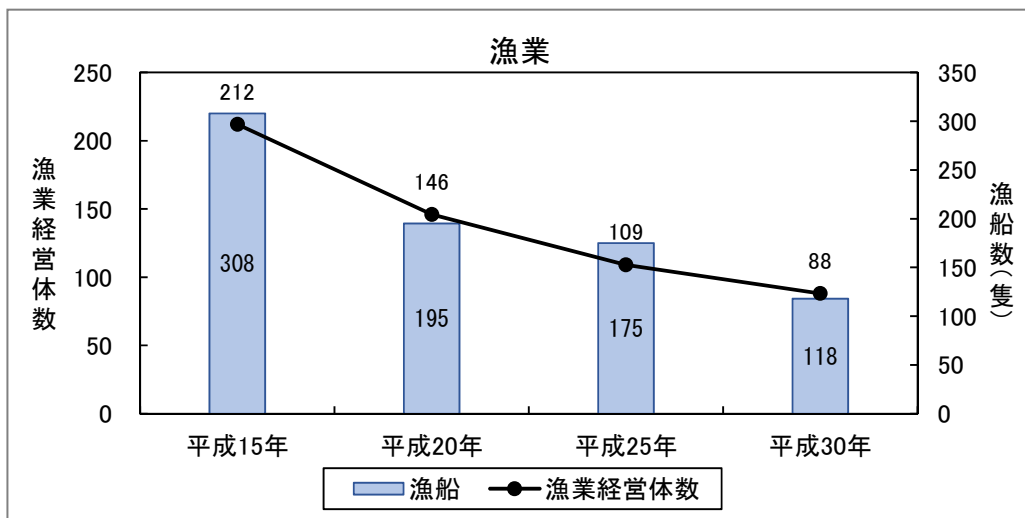


図 2-1-9 漁業の推移

出典：漁業センサス（各年11月1日現在）

(4) 工業

丸亀市の工業の事業所数は減少傾向、従業者数も平成30年以降、減少傾向にあります。また、製造品出荷額等は、令和元年が近年では最も大きくなっています。

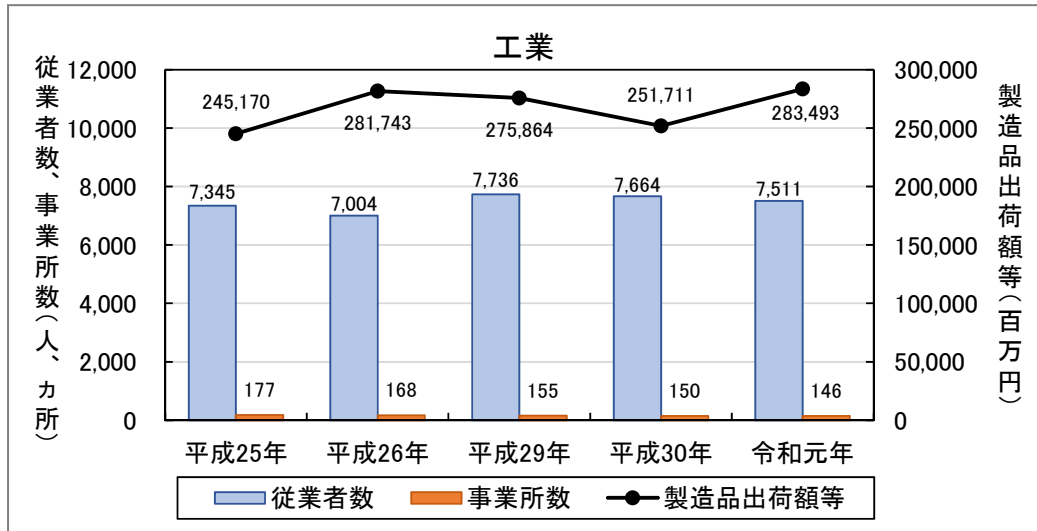


図 2-1-10 工業の推移 (従業者4人以上の事業所)

[注] 1. 平成26年まで各年12月31日現在、平成29年から各年6月1日現在。
2. 平成27～28年は平成28年経済センサス活動調査実施のため工業統計調査は未実施。
出典：工業統計調査

(5) 商業

丸亀市の商業の従業者数及び事業所数は、平成11年以降、減少傾向にあります。一方、年間商品販売額は、平成16年以降、やや増加傾向となっています。

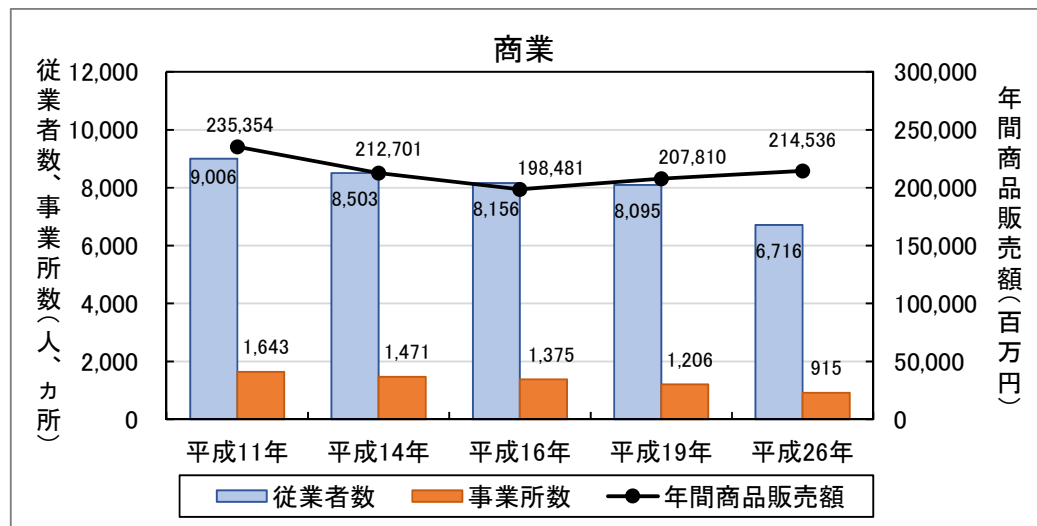


図 2-1-11 商業の推移

[注] 平成16年以前は、旧3市町(旧丸亀市、綾歌町、飯山町)の合計値から算出
出典：商業統計調査(平成11年、26年は3月1日現在、それ以外の年は6月1日現在)

5 土地利用

(1) 土地利用状況

丸亀市の土地利用は、陸地部分の多くを農地が占めており、山林のほとんどは、市の南部地域及び塩飽諸島にあります。一方、中心市街地には商業地や宅地が広がり、海岸の埋立地は工業用地となっています。近年の傾向としては、南部地域における宅地開発が進み、水田を中心とする農地の割合が減少しています。

地目別課税面積の割合は、田が 21.1%、宅地が 17.7%、山林が 16.2%と多くなっています。

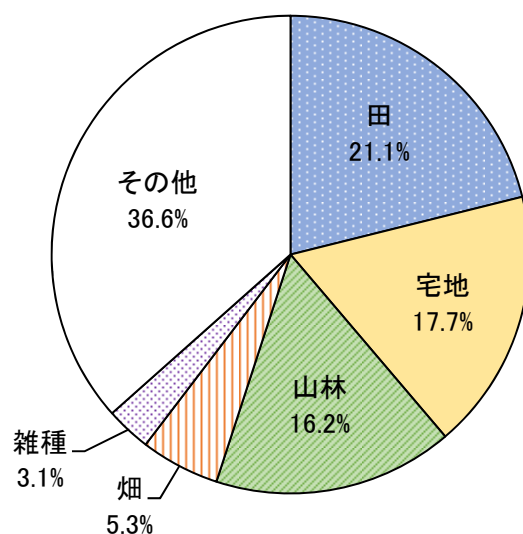


図 2-1-12 丸亀市の地目別課税面積

出典：丸亀市統計書（令和 2 年 1 月 1 日現在）

(2) 林野面積

丸亀市の林野面積は、3,021ha（30.21km²）であり、市面積 111.83km²の 27.0%を占めています。

表 2-1-2 丸亀市の林野面積

（単位：ha）

総数	国有林	民有林		森林以外の草生地
		公有林	私有林	
3,021	78	306	2,637	—

出典：2015 年農林業センサス（平成 27 年 2 月 1 日現在）

6 水域利用及び水資源

丸亀市の水道水源は、地表水の自流水（河川水）や地下水の浅井戸と伏流水が主であり、37.5%が香川用水です。

丸亀市の給水人口は108,908人、普及率は99.80%となっています。

表 2-1-3 給水量及び給水人口

給水量 (m ³)	給水人口 (人)	給水柱数 (柱)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)
12,844,967	108,908	52,691	45,241	99.80

出典：丸亀市統計書（令和元年度末現在）

7 交通

(1) 交通網

丸亀市の東西方向の主要な幹線道路としては、中央部に国道11号、南部に国道32号、臨海部にさぬき浜街道があります。また、市街地中心部を通る主要地方道高松丸亀線があります。

国道11号は、高松自動車道と並行している道路で、西は愛媛県松山市、東は徳島県徳島市とを結ぶ、四国を半周する幹線道路となっています。また、国道32号は、高知県高知市と高松市を結ぶ幹線道路となっています。

(2) 公共交通機関ネットワーク

鉄道は、市街地を東西に走るJR予讃線があり、市内にある駅として、丸亀駅と讃岐塩屋駅があります。また、南部には琴平電鉄琴平線が通り、岡田駅と栗熊駅があります。

バスについては、平成9年10月より丸亀コミュニティバスが丸亀駅等を起終点として運行開始し、現在、レオマ宇多津線、丸亀東線、丸亀西線、丸亀垂水線、綾歌宇多津線の5路線で市内各地域を運行しています。また、島しょ部については、本島コミュニティバスを平成12年10月、広島コミュニティバスを平成21年2月より運行しています。海路については、丸亀港を中心に、島しょ部や岡山方面への航路が運航されています。

(3) 自動車登録台数

丸亀市の自動車登録台数の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。車種別では軽自動車が多くなっています。

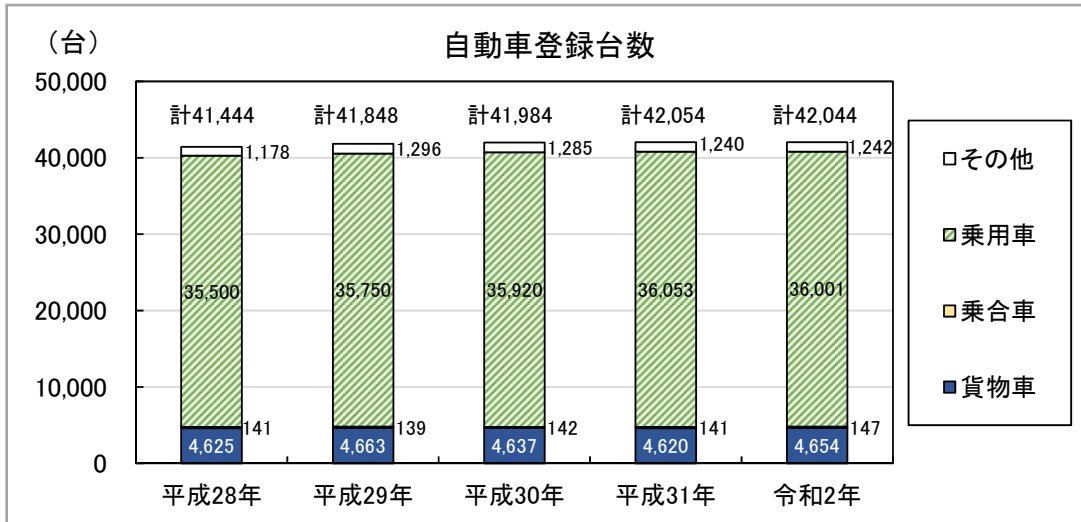


図 2-1-14 丸亀市の自動車登録台数

〔注〕 1. 軽自動車を除く。

2. その他には、「特殊用途車」、「大型特殊車」が含まれる。

出典：丸亀市統計書（各年 3 月 31 日現在）

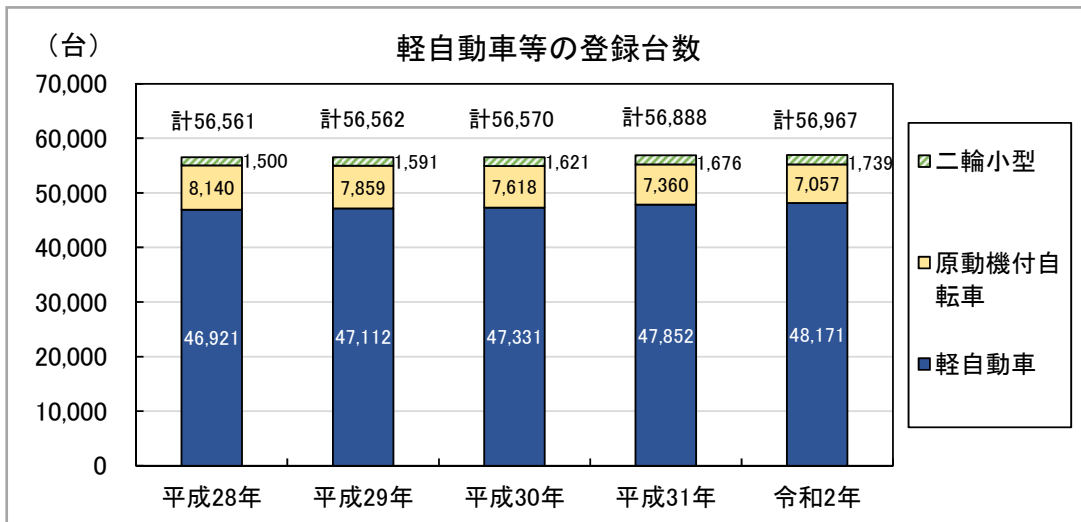


図 2-1-15 丸亀市の軽自動車等の登録台数

出典：丸亀市統計書（各年 4 月 1 日現在）

2-2 自然環境

1 自然環境に係る地域等の指定状況

(1) 自然公園及び自然環境保全地域等

自然公園には、日本を代表する自然の風景地を指定する国立公園、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を指定する国定公園、都道府県の風景を代表する風景地を指定する都道府県立自然公園があります。自然公園は、一定の開発行為を規制することで、風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的として、自然公園法及び香川県立自然公園条例に基づいて指定されます。

香川県自然環境保全地域は、優れた自然環境を保全し、将来にわたり継承していく必要がある地域として香川県自然環境保全条例により県内4か所が指定されていますが、丸亀市内には指定地域はありません。また、同条例では、市街地又はその周辺にある樹林地、丘陵、海岸、河川等について、生活環境を良好に保つ公益的な機能を保持しているとして香川県緑地環境保全地域を、自然海浜の環境を保全し将来にわたって県民が利用できるレクリエーションの場として香川県自然海浜保全地区（瀬戸内海国立公園区域を除く。）を指定していますが、後者については丸亀市内には指定地区はありません。

丸亀市内における自然公園及び香川県自然環境保全条例に基づく指定状況は、表 2-2-1 に示すとおりです。

表 2-2-1 丸亀市の自然公園及び県緑地環境保全地域

指定区分	名称	概要
国立公園	瀬戸内海国立公園	昭和9年に日本初の国立公園の一つとして指定された。丸亀市内では塩飽諸島(本島、広島等)、飯野山(讃岐富士)及び城山が指定されている。
県緑地環境保全地域	大高見峰緑地環境保全地域 (丸亀市綾歌町)	全般的にはアカマツに覆われているが、部分的に広葉樹林化しつつあるところもあり、東山麓にはクチナシの群落も見られる。また、野鳥の生息も多く、哺乳類ではムササビが生息している。昭和51年12月9日に指定された。

出典：香川県みどり保全課資料

(2) 天然記念物及び県自然記念物

香川県の緑の保全に関する指定としては、文化財保護法や香川県文化財保護条例に基づき指定される天然記念物*、香川県自然環境保全条例に基づき指定される香川県自然記念物があります。

香川県自然記念物では、植物・地質・鉱物等で住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学習的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを指定しています。丸亀市では国及び県の天然記念物の指定はなく、香川県自然記念物1件の指定があります。

表 2-2-2 丸亀市の県自然記念物

指定区分	名称	概要
香川県自然記念物	じゅうにしやぐうしゃぞう 十二社宮社叢 (丸亀市土器町)	丸亀市で最も優れた社叢*の一つ。社叢全体としてはクスノキが優占し、20m近い高木も少なくないが、部分的にはハンノキ優占、クロガネモチ優占、モチノキ優占、リュウキュウハゼ優占という種々の形が見られる。高木層には、そのほかにアカマツ、ホルトノキ、アカメガシワ、ムクノキなどが混生しており、亜高木層は樹種豊富で、アラカシ、ネジキ、ヒサカキ、モッコクが特に多い。また、低木層は、イヌビワが最も多く、ホルトノキ、クスノキの稚樹も見られる。昭和58年3月25日指定。

出典：香川県みどり保全課資料

(3) 香川の保存木

香川県では、ふるさとの社寺林*や校庭の大木など地域の象徴である樹木を良好な生活環境の保全と郷土の景観維持、緑化の推進の一助とするため、香川県における樹木の保存に関する要綱に基づき、香川の保存木*を指定しています。丸亀市では6件の指定があります。

表 2-2-3 丸亀市の香川の保存木

名称	所在地	樹高(m)	胸高幹周(m)	指定年月日
光雲寺のモッコク	丸亀市郡家町	13.0	2.18	昭和54年2月27日
長徳寺のモッコク	丸亀市本島町笠島	9.5	2.4	昭和60年3月26日
春日神社のアキニレ	丸亀市川西町北	13.5	2.35	平成5年3月23日
真光寺の松	丸亀市御供所町	6.5	1.5	平成15年8月8日
八幡神社のクスノキ	丸亀市飯山町下法軍寺	23.0	6.2	平成16年10月29日
土岐邸のカキ	丸亀市綾歌町岡田東	11.7	1.72	平成20年3月21日

出典：香川県ホームページ

(4) 香川のみどり百選

香川県では、身近なみどりが再認識され、みどりを守り育てる気運や活動が広がっていくことを目的に、「香川のみどり百選」を選定しています。その選定では香川のみどりを、地形や自然的景観の特徴等で「市街地に近いみどり」、「田園地帯のみどり」、「瀬戸内のみどり」、「讃岐山脈の水源の森」に区分しています。

表 2-2-4 丸亀市の「香川のみどり百選」

名称	概要
城山 ※市街地に近い みどり	丸亀市と坂出市にまたがる。標高は 462m で山頂付近には、天智天皇の時代に大陸からの侵攻に備えて構築された朝鮮式山城と推定される遺構が残り、国指定の史跡となっている。高原状になった山頂の平坦部が全て城郭と考えられており、「まないた石」とよばれる石造加工物や、城門の大柱の礎石に使われた「ホロソ石」などが点在している。山頂付近まで道路が整備されており、山頂からは瀬戸内海や讃岐山脈の山並みを眺望することができる。
青ノ山 ※市街地に近い みどり	丸亀市と宇多津町にまたがる。おむすび型をした山で標高は 225m。青ノ山古墳群と青ノ山窯跡が点在している。頂上付近の芝生広場からの眺望が素晴らしく、人々の憩いの場となっている。
亀山公園(丸亀城) ※市街地に近い みどり	標高 66m。丸亀城跡を利用した歴史公園で、丸亀市のシンボルとして親しまれ、丸亀城は丸亀の市街地の各地から眺望できる。
飯野山 ※田園地帯の みどり	丸亀市と坂出市にまたがる。標高 422m で、「讃岐富士」とよばれている。山頂への登山道は、山を一周しながら登ることができるため、讃岐平野や瀬戸内海の各地の眺めを楽しむことができる。麓には、三ノ池古墳などの古墳も散在している。
堤山 ※田園地帯の みどり	丸亀市と綾川町にまたがる。標高 202m。富士山に似た形をした山で、「羽床富士」とよばれており、讃岐七富士の一つになっている。大小 2 つの山からなり、北側の大きい山を大堤山、南側を小堤山とよんでいる。
大高見峰 ※田園地帯の みどり	丸亀市・綾川町・まんのう町にまたがる。標高 504m。地元では「たかんぼさん」とよばれ、小学校の遠足地としても親しまれている。たかんぼさんは、山頂の高見峰神社に祀られている天狗「大高見坊」にちなんでよばれるようになったといわれ、山頂付近は県の緑地環境保全地域に指定されている。
猫山・城山 ※田園地帯の みどり	丸亀市・綾川町・まんのう町にまたがる。標高は猫山 468m、城山 375m。鷹丸山・大高見峰と連なる山で、猫山の南麓には金剛寺があり、古くから修験道の霊場として知られている。城山には、中世に長尾氏の居城であった西長尾城跡があり、この城は長宗我部氏が讃岐侵攻の軍事拠点とした。
本島(遠見山) ※瀬戸内のみどり	標高は、遠見山 110m。島には、国指定史跡となった塩飽勤番所や、重要伝統的建造物群保存地区*となった笠島集落などがある。笠島集落の背後にある遠見山の展望台からは、瀬戸大橋の眺望が素晴らしい。
広島(王頭山) ※瀬戸内のみどり	標高は、王頭山 312m。島の半分を占める王頭山は、独立峰で花崗岩が多く、古くから青木石として知られる採石の場でもある。山頂近くには、「王頭砂漠」といういくつもの自然石がごろごろしている石庭のような場所もあり、異空間にいるような印象深い景観を楽しむことができる。

出典：香川県みどり保全課資料

(5) 残したい香川の水環境 50 選

香川県では平成 12 年度に、水環境保全の意識の向上と、水環境を保全する様々な活動を推進するため、「残したい香川の水環境 50 選」を選定しました。丸亀市内では 4 件の指定があります。

表 2-2-5 丸亀市の「残したい香川の水環境 50 選」

名称	概要
園の洲	大潮時に出現する大砂浜。本島と広島のほぼ中央に位置する園の洲は、塩飽諸島の速い潮流によって海面下に造られた巨大な砂山で、大潮の干潮時に 2～3 時間出現し、広い時には南北に約 2km、東西に約 800m の砂浜となる。洲は、塩飽諸島の人達の入会地（共有地）で、潮の満ち干きが速く、洲の傾斜が複雑な遠浅となっており、タイラギ、マテ貝、アサリなど貝の種類も多く、また、洲の周囲にはアマモ場が広がっており、漁業関係者には、大切な場所となっている。
土器川（土器川生物公園付近）	土器川生物公園は、県内唯一の一級河川土器川の河口から約 9 km の地点にあり、せせらぎ水路、じゃぶじゃぶ池、芝生公園、かわら舞台等を整備した河川敷にある公園である。公園では、鳥類（カワセミ、ツグミ等）、昆虫類（キアゲハ、オニヤンマ等）、魚類（メダカ、ドジョウ等）、植物類（ミズアオイ、カンサイタンポポ等）など様々な生物が見られる。
中大束川・琴ヶ滝	琴ヶ滝は、旧綾歌町の南部に位置する森林公園のほぼ中央にあり、美しいヒノキの林の中で神秘的な趣を呈している。この滝は、長さが約 100m あり、猫谷池を経て、中大束川へ流入している。古くから景勝地として語り継がれている。
楠見池	旧飯山町の東部に位置する楠見池は、貯水量 78.3 万 m ³ で、正保年間（1644 年～1648 年）に松平頼重の家臣、矢延平六によって築造され、現在は、農業用水など町民の貴重な水瓶となっている。春ともなれば、ピンクの花でうずまる桃畑に囲まれた水辺は、ハイキングやサイクリングコース、絶好の釣り場として親しまれ、また、池畔から眺める光景は、讃岐富士と呼ばれる飯野山を背景に、風になびく水面や橋が美しく調和し、名園さながらの魅力にあふれている。

出典：香川県ホームページ

(6) 丸亀市緑の基本計画による保存樹木・保存樹林

丸亀市内の貴重な樹木について、「丸亀市緑の基本計画」において、保存樹木・保存樹林*として7件を指定しています。

表 2-2-6 丸亀市の保存樹木・保存樹林

名称	所在地	樹高 (m)	胸高幹周 (m)
中尾邸のクロガネモチ	飯野町東二	13.0	2.42
飯神社のスギ	飯野町東二	19	4.67
鷺岡邸のエノキ	川西町北	21	2.75
津森天神宮社叢林	津森町	—	—
八十主神社社叢林	金倉町	—	—
垂水神社社叢林	垂水町	—	—
春日神社社叢林	川西町北	—	—

出典：まるがめの環境

2 動植物の生息・生育環境の保全

丸亀市では、水田やため池まわりなどの田園地域を中心に身近な野生生物が生息しています。食物連鎖*の上位に位置する大型野鳥のサギは、田園の生物多様性を示す指標の一つとなっています。近年の土地利用転換などにより身近な野生生物の生息・生育空間は分断・縮小され、サギの餌となるような小魚、昆虫、カエルなどの個体数が減少しています。多様な生物種を保全し、野生生物にとって良好な生息・生育空間を確保することが大事です。

市内でも特に野生生物の生息・生育空間が多く残っている島しょ部においては、今後もその貴重な生息空間を大切に守っていく必要があります。

(1) 鳥獣保護区

香川県における鳥獣保護区は、森林鳥獣の生息地、集団渡来地等について鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定するものです。区域内では、鳥獣の捕獲が禁止されているほか鳥獣の保護繁殖のための施設整備も行われています。

丸亀市における鳥獣保護区設定は、表 2-2-7 に示すとなっています。

表 2-2-7 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	設定期間	目的	面積 (ha)
青の山鳥獣保護区	丸亀市、宇多津町	平成 24 年～令和 4 年	誘致地区	300
田村池鳥獣保護区	丸亀市	令和元年～11 年	集団渡来地	24

出典：香川県第 12 次鳥獣保護管理事業計画書

(2) オニバス生育地

オニバスはスイレン科に属する 1 属 1 種の、湖沼やため池などに生育する大型の浮葉性の水草です。かつては水田地帯の農民から厄介視されるほど群生していたと言われていましたが、ため池の埋め立てや水質汚染の進行によって日本各地で消滅するところが相次ぎ、絶滅の恐れさえ危惧されるようになってきました。



丸亀市では、ため池において生育が確認されています。

3 自然とのふれあい

(1) 野鳥の探鳥会

海辺や河川などの水辺に生息する鳥、飯野山や青ノ山、塩飽諸島の山野に生息する鳥、遠い国から訪れる渡り鳥など丸亀市内には様々な野鳥が生息しています。

丸亀市では、毎年公園やため池などで探鳥会を開催し、市内の野鳥を観察しています。

(2) ふれあい環境探検隊（水辺の教室）

丸亀市では、自然とふれあう機会や場をできるだけ多く設けることや環境教育を充実させることにより、自然の大切さを学び、生物に対するやさしさ・思いやりの心を育てることを目指しています。「ふれあい環境探検隊」は、このような考えのもと、身近な自然とふれあう機会のひとつとして開催しています。



表 2-2-8 「ふれあい環境探検隊」の主な行事（令和 2 年度）

実施年月日	行事名	参加人数	行事内容	主催
(新型コロナウイルス感染症の影響で未実施)	ふれあい環境探検隊 (自然観察会)	—	土器川生物公園で、市内小学生と保護者を対象に、樹木や植物などの観察を通して自然環境について関心を深めるため、自然観察会を実施する。	丸亀市
同上	ふれあい環境探検隊 (水辺の教室)	—	香川県、丸亀市淡水漁業組合の協力を得て、市内小学生と保護者を対象に、西汐入川、金倉川の水辺において水生生物調査や水質検査、魚類調査などの体験学習を実施する。	丸亀市
令和 2 年 8 月 5 日	星空探検隊 (スターウォッチング)	22	土器川生物公園で、市内小学生と保護者を対象に星空観察を通して、大気環境について考えるため、星空観察会を実施した。	丸亀市
令和 2 年 12 月 5 日	ふれあい環境探検隊 (バードウォッチング)	21	土器川生物公園で探鳥会を開催。日本野鳥の会香川県支部の方の指導で実施した。	丸亀市
令和 3 年 2 月 13 日	ふれあい環境探検隊 (冬のため池探検隊)	13	宮池（川古池）で探鳥会を開催。日本野鳥の会香川県支部の方の指導で実施した。	丸亀市

出典：まるがめの環境

2-3 生活環境

1 水環境

(1) 海域の水質

県下の主要な海域ごとに、水質汚濁に係る環境基準*のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」について、水域類型が指定されております。丸亀市内では、9地点で海域水質調査が行われており、調査地点の指定状況は表2-3-1に示すとおりです。

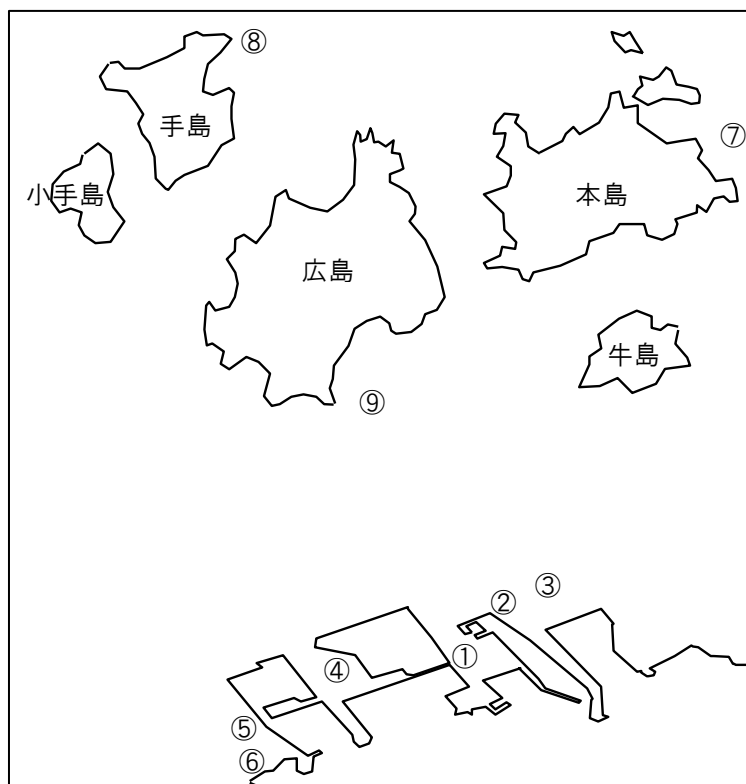


図 2-3-1 海域の水質測定地点図

出典：まるがめの環境

表 2-3-1 海域の水質測定地点

地点番号	測定地点名	類型
1	丸亀港	A
2	土器川尻	A
3	土器三浦地先	A
4	蓬萊町地先	A
5	金倉川尻	A
6	中津海岸	A
7	笠島沖	A
8	手島沖	A
9	羽節岩	A

海域の代表的汚濁指標である COD（化学的酸素要求量）*の水質調査において、令和 2 年度では、「丸亀港」と「金倉川尻」の 2 地点が環境基準を超過（環境基準値を下回る検体数が調査実施検体数の 75%未満）しており、環境基準適合率は 77. 8%（9 地点中 7 地点が適合）でした。

海域の COD の経年変化は図 2-3-2 に示すとおりです。

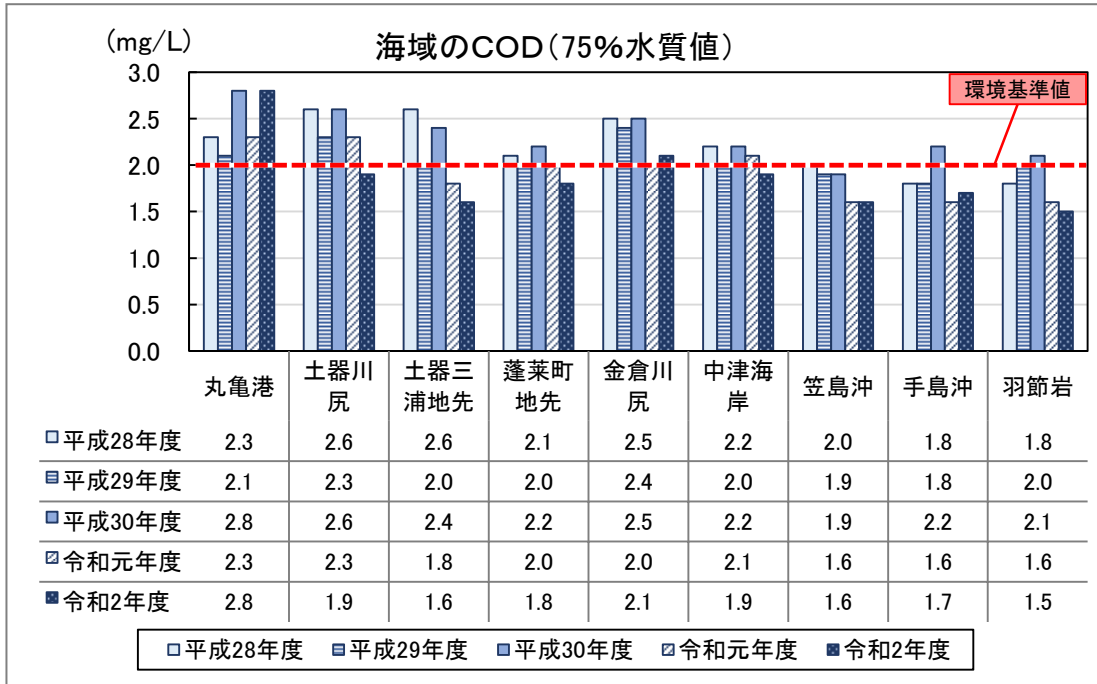


図 2-3-2 海域の水質測定結果 (COD)

出典：まるがめの環境

(2) 河川及びため池の水質

県下の主要な河川ごとに、水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」について、水域類型が指定されております。丸亀市内では、河川 13 地点、ため池 8 地点で水質調査が行われており、調査地点の指定状況は表 2-3-2 及び表 2-3-3 に示すとおりです。

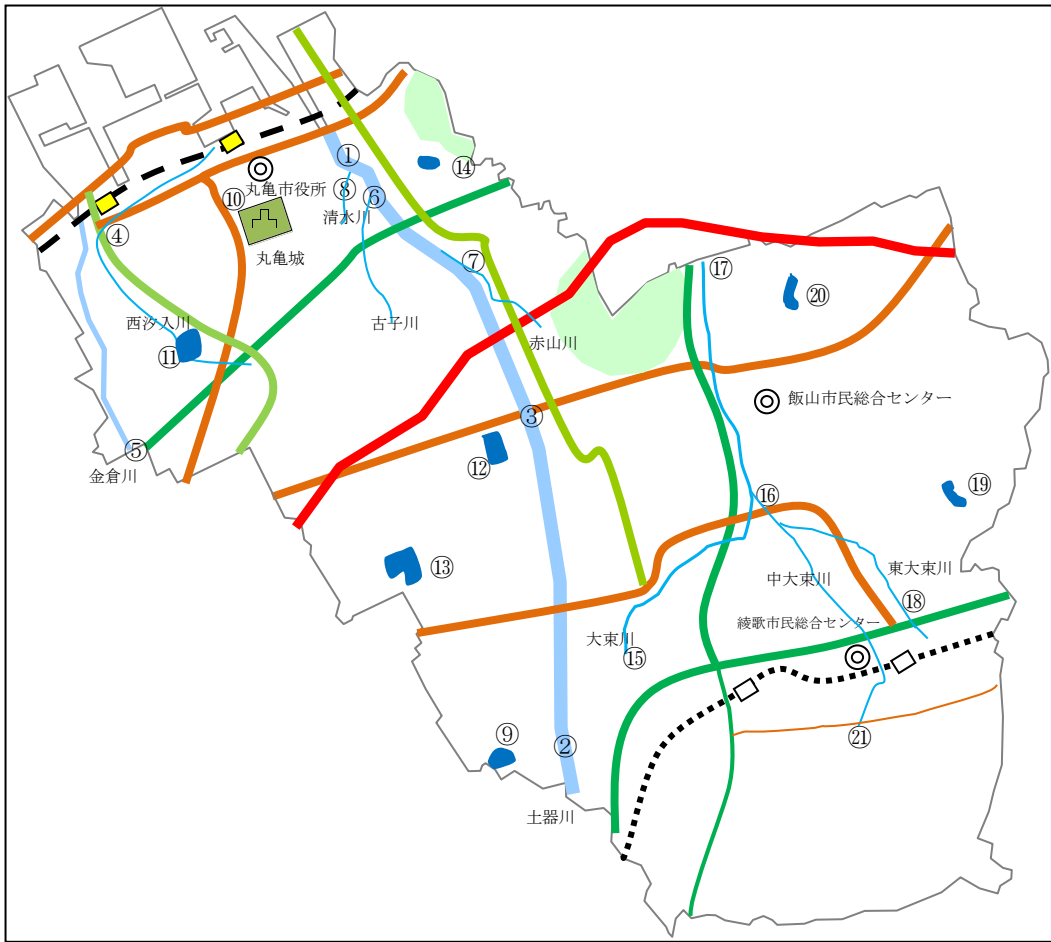


図 2-3-3 河川及びため池の水質測定地点図

出典：まるがめの環境

表 2-3-2 河川の水質測定地点

地点番号	水域名	測定地点名	類型
1	土器川	潮止堰	A
2	土器川	垂水橋	A
3	土器川	高柳橋	A
4	西汐入川	西今津橋	D
5	金倉川	六条橋	A
6	古子川	古子橋	無指定
7	赤山川	赤山橋	無指定
8	清水川	水門上流	無指定
15	大東川	前池合流地点	B
16	東大東川	太郎橋	無指定
17	大東川	飯津橋	C
18	東大東川	馬指橋	無指定
21	中大東川	県道 278 号線	無指定

表 2-3-3 ため池の水質測定地点

地点番号	測定地点名	類型
9	上池	無指定
10	丸亀城堀大手門西	無指定
11	先代池	無指定
12	道池	無指定
13	宝幢寺池	無指定
14	雁又池	無指定
19	輪工池	無指定
20	宮池（飯山町）	無指定

①河川

河川の代表的汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）*の水質調査において、令和2年度では、A類型環境基準である土器川の「潮止堰」が環境基準を超過（環境基準値を下回る検体数が調査実施検体数の75%未満）しており、環境基準適合率は85.7%（7地点中6地点が適合）でした。

河川のBODの経年変化は図2-3-4に示すとおりです。

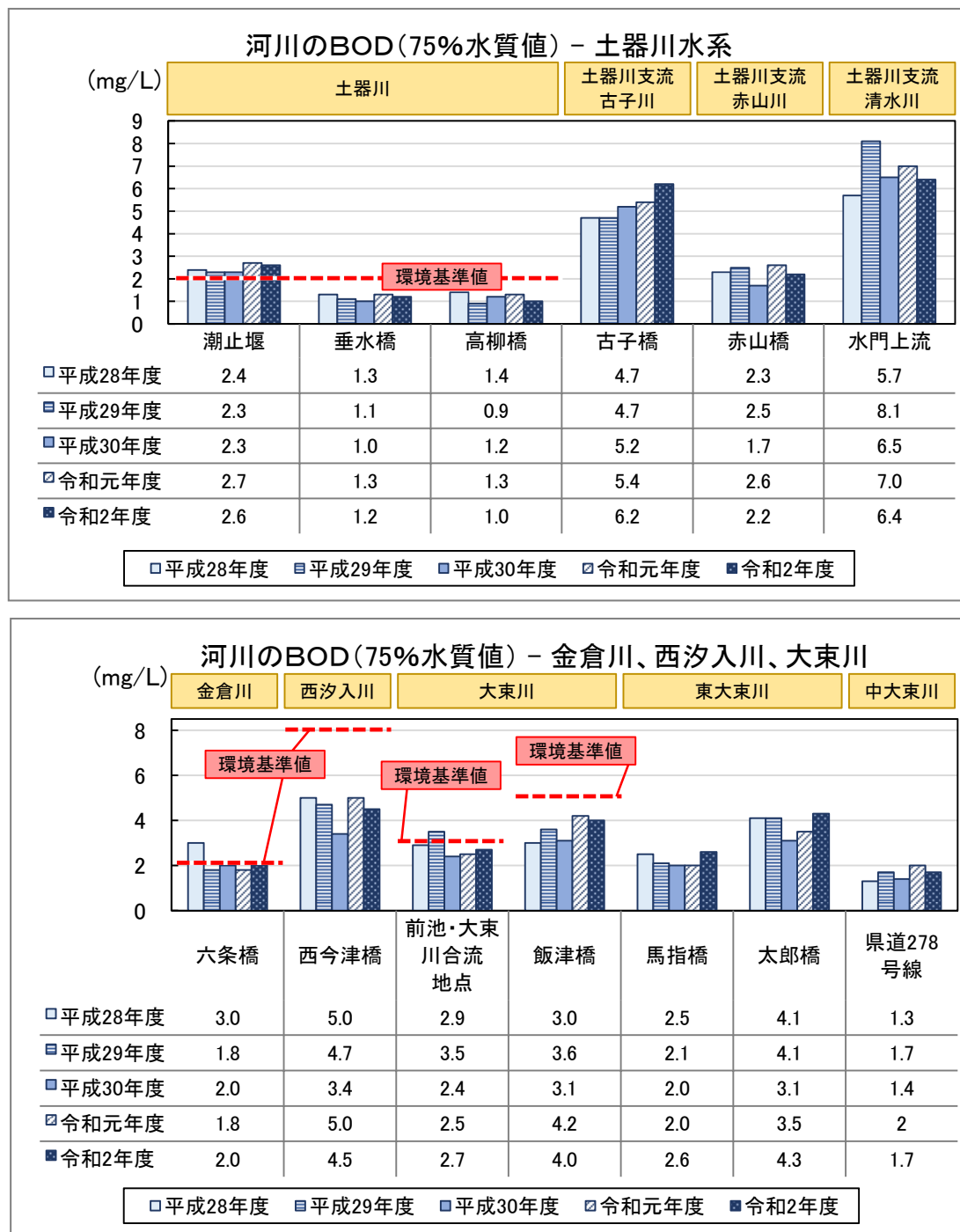


図2-3-4 河川の水質測定結果（BOD）

出典：まるがめの環境

②ため池

丸亀市のため池には環境基準の類型指定*がされていませんが、湖沼の代表的汚濁指標であるCODの年平均値の経年変化は図2-3-5に示すとおりです。

年度によって増減があるものの、「丸亀城堀」など増加傾向が見られるため池もあれば、「宝幢寺池」など減少傾向が見られるため池もあります。

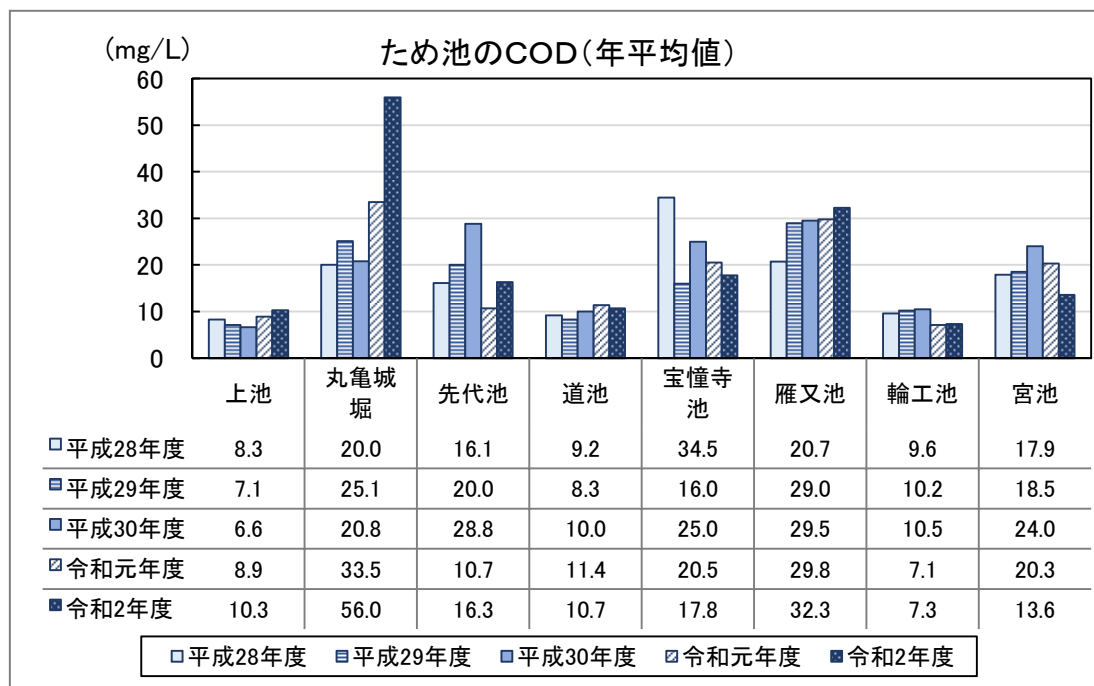


図 2-3-5 ため池の水質測定結果 (COD)

出典：まるがめの環境

(3) 排水対策

丸亀市の生活排水は、市の中心部では公共下水道で処理されていますが、宅地開発が進む南部地域では、農業集落排水施設*の整備や合併処理浄化槽*の普及を図っているものの、未処理のまま農業用水路等に排出している地域もあります。このため、各河川、ため池及び瀬戸内海の水質悪化に少なからず影響を及ぼしています。

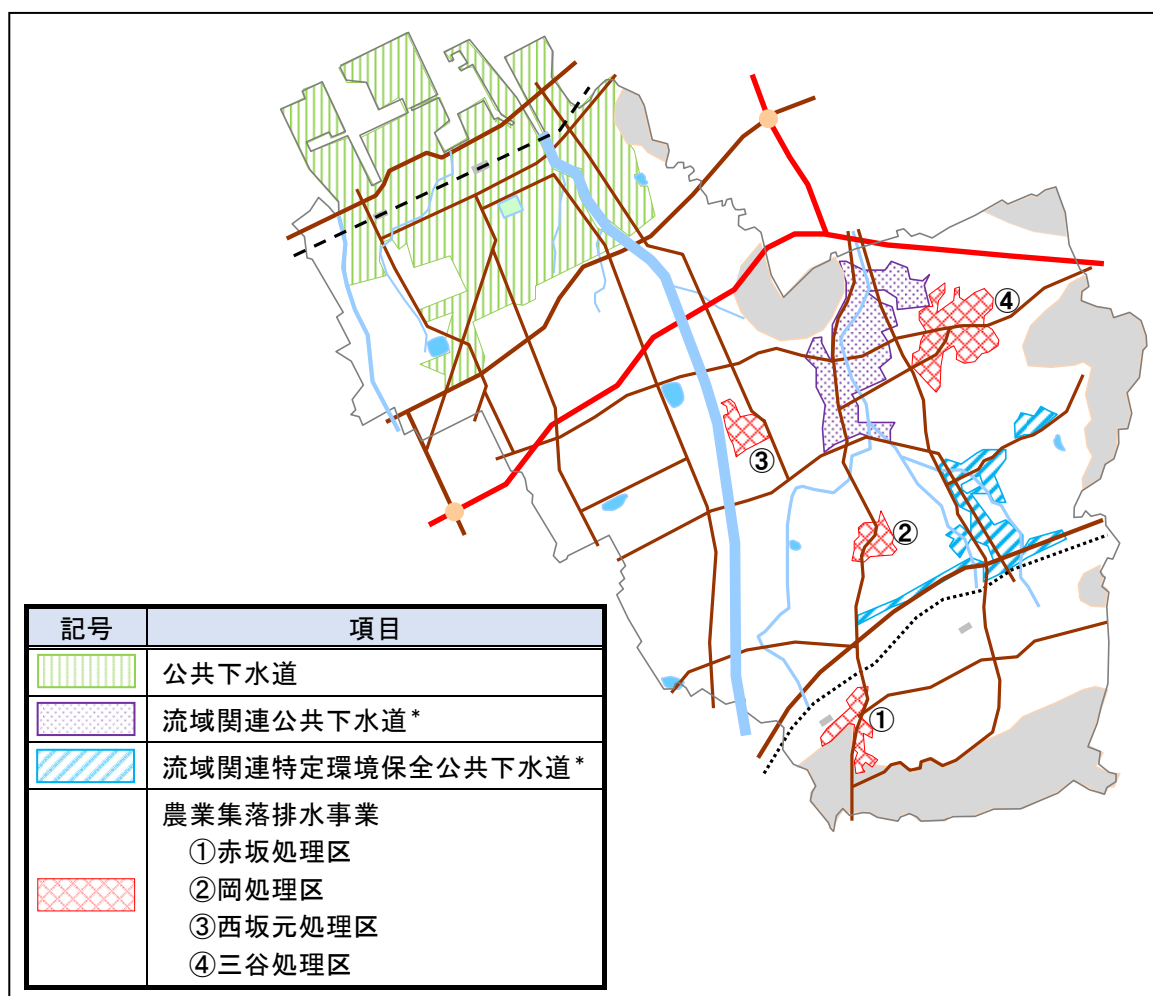


図 2-3-6 下水道・農業集落排水整備地域

出典：下水道課資料（令和 3 年 3 月末現在）

①公共下水道

丸亀市の下水道は、昭和 30 年に雨水排除を目的として築造認可を受け事業に着手しました。以後、急速な都市化に伴い公共用水域*の水質保全や生活環境の整備を図るため、昭和 51 年に終末処理場の完成により処理区域の供用を開始し、平成元年までに 6 ポンプ場の整備をしています。

公共下水道の整備状況は表 2-3-4 に示すとおりであり、令和 3 年 3 月末現在で、下水道普及率が 43.8%、水洗化率が 96.3%となっています。

表 2-3-4 公共下水道の整備状況

行政規模	面積	11,183ha	全体計画面積	2,498.7ha
	世帯数	50,994世帯	事業計画面積	1,881.3ha
	人口	112,427人	処理区域面積	1,728.6ha
処理区域内人口		49,211人	下水道普及率	対人口：43.8%
排除方式		分流式（一部合流式）	水洗化普及率	対処理区域内人口：96.3%

[注] 1. 人口及び世帯数は令和3年3月末の住民基本台帳に基づく。
2. 流域関連公共下水道・流域関連特定環境保全公共下水道を含む。

出典：下水道課資料

②農業集落排水

丸亀市の農業集落排水事業は、綾歌町の赤坂処理区及び飯山町の岡処理区、西坂元処理区、三谷処理区で整備を完了しています。令和3年3月末現在の整備状況は表 2-3-5 に示すとおりであり、水洗化率は全体で86.7%となっています。

表 2-3-5 農業集落排水施設の整備状況

処理区	整備期間 (年度)	供用開始 区域内世帯数 (世帯)	供用開始 区域内人口 (人)	水洗化 世帯数 (世帯)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
赤坂処理区	H8～H14	138	336	101	249	74.1
岡処理区	H7～H11	205	471	189	450	95.5
西坂元処理区	H10～H13	333	896	268	744	83.0
三谷処理区	H15～H19	509	1,096	459	983	89.7
合計	—	1,185	2,799	1,017	2,426	86.7

出典：下水道課資料

③合併処理浄化槽

丸亀市では、平成3年4月1日から、丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により小型合併処理浄化槽を設置される方に補助金の交付をしています。令和2年度における補助制度による設置基数は289基でした。合併処理浄化槽の普及状況は表 2-3-6 に示すとおりであり、令和2年度末現在では8,949基となっています。

表 2-3-6 浄化槽の普及状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
単独処理浄化槽* (基)	7,033	6,982	6,898	7,580	7,542
合併処理浄化槽 (基)	7,523	7,759	8,176	8,843	8,949
合計	14,556	14,741	15,074	16,423	16,491

出典：まるがめの環境（各年年度末）

④汚水処理人口普及率等

上記の下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の普及人口を合わせた「汚水処理人口」は82,657人で、汚水処理人口普及率は73.5%となっています。

表 2-3-7 生活排水処理施設の普及状況

住民基本 台帳人口 (人)	汚水処 理人口 (人)	汚水処 理人口 普及率 (%)	下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽	
			普及 人口 (人)	普及率 (%)	普及 人口 (人)	普及率 (%)	普及 人口 (人)	普及率 (%)
112,427	82,657	73.5	49,211	43.8	2,799	2.5	30,647	27.3

出典：香川県環境白書（令和3年3月末現在）

2 大気環境

(1) 大気質

丸亀市では市内3か所（市役所・城坤小学校・青ノ山）に大気汚染常時測定局が設置されており、二酸化硫黄*、窒素酸化物*、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質*等の大気質が常時測定されています。この3か所の測定局と大気汚染中央監視局（香川県環境保健研究センター内）がテレメーター*で接続され、より効果的な常時監視が行われています。

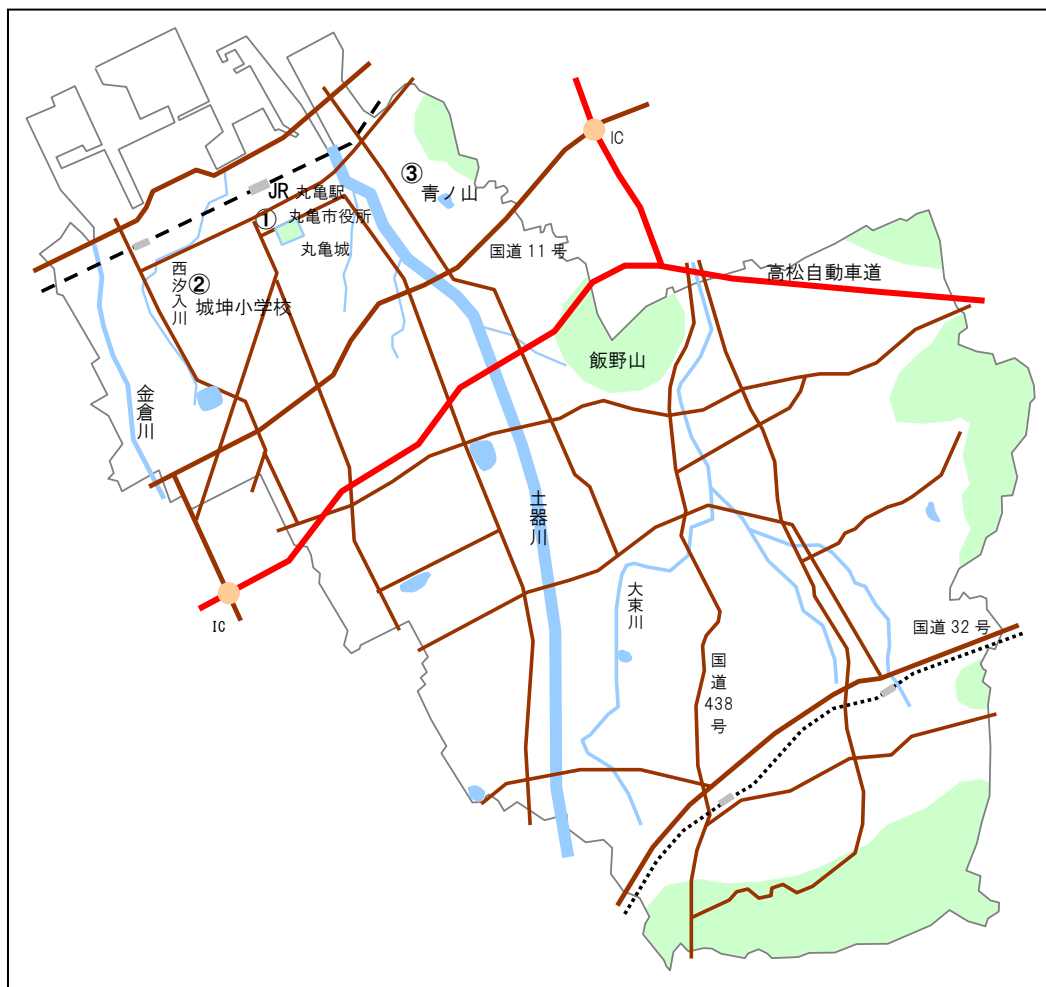


図 2-3-7 大気汚染測定地点図

出典：まるがめの環境

丸亀市における大気質の推移は、図 2-3-8～2-3-9 に示すとおりです。

二酸化硫黄、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に適合していますが、光化学オキシダントは環境基準を超過した状況が続いています。

光化学オキシダントは県内 16 測定局の全ての測定局で環境基準を超過しており、全国でも大部分の測定局で同様の状況となっています。光化学オキシダントは工場・事業場及び自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が大気中で化学反応を起こして生じる

ものとされています。また、これらの削減対策とともに、基準濃度を超過したときは光化学オキシダント予報や注意報が発令されます。令和2年度には、中讃地域において、光化学オキシダント予報が1回発令されました。

微小粒子状物質については、県内13測定局の全ての測定局において環境基準に適合しています。微小粒子状物質は、都道府県において注意喚起を実施するための判断基準があり、これに当てはまる場合、香川県が県全域に注意喚起を行い、丸亀市においてもホームページ等で周知しますが、令和2年度は注意喚起の判断基準値を上回ることはありませんでした。

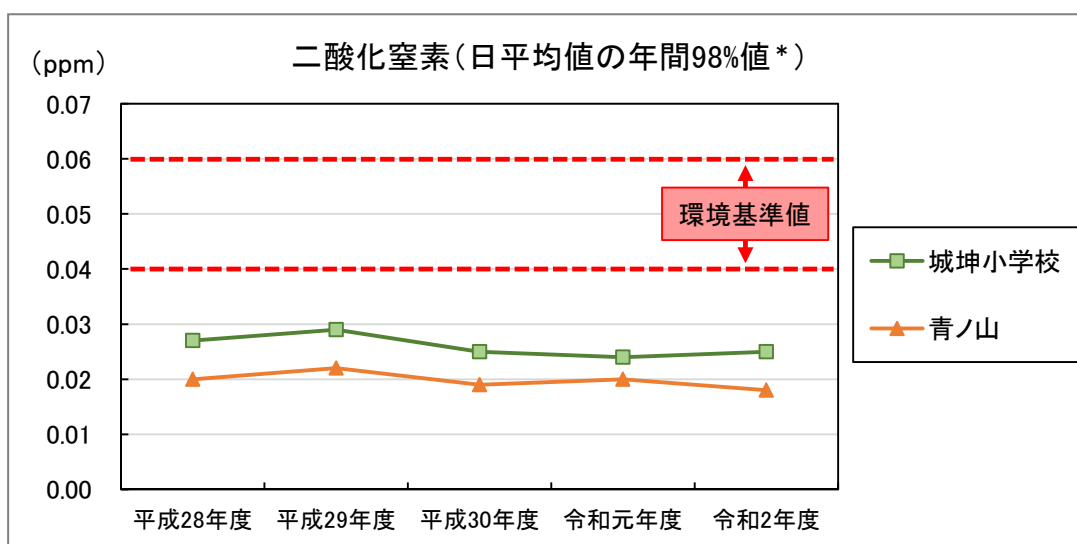
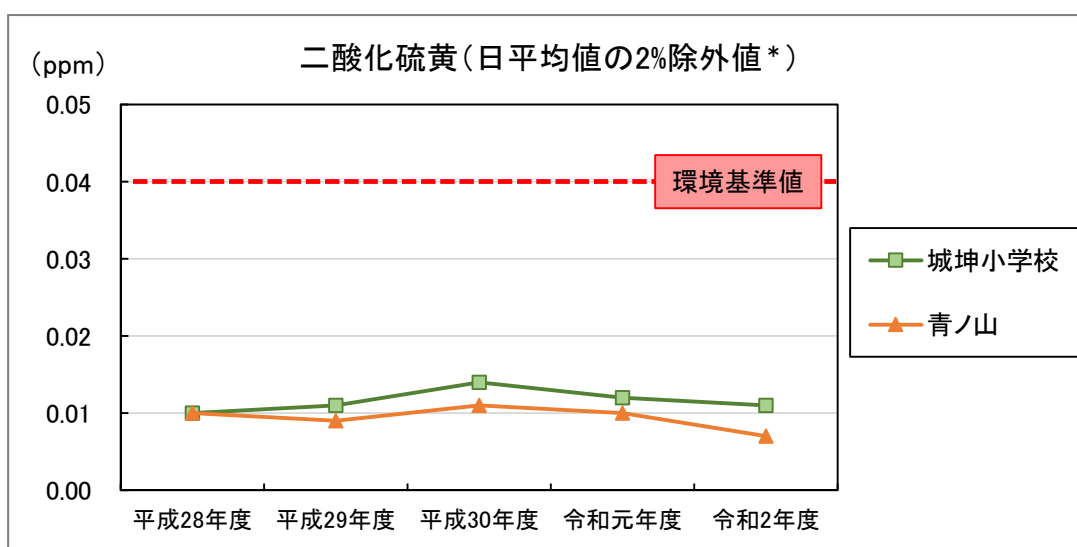


図 2-3-8 大気質測定結果 (1)

[注]二酸化窒素の環境基準: 日平均値が 0.04ppm* から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

出典: 大気汚染調査結果 (香川県)

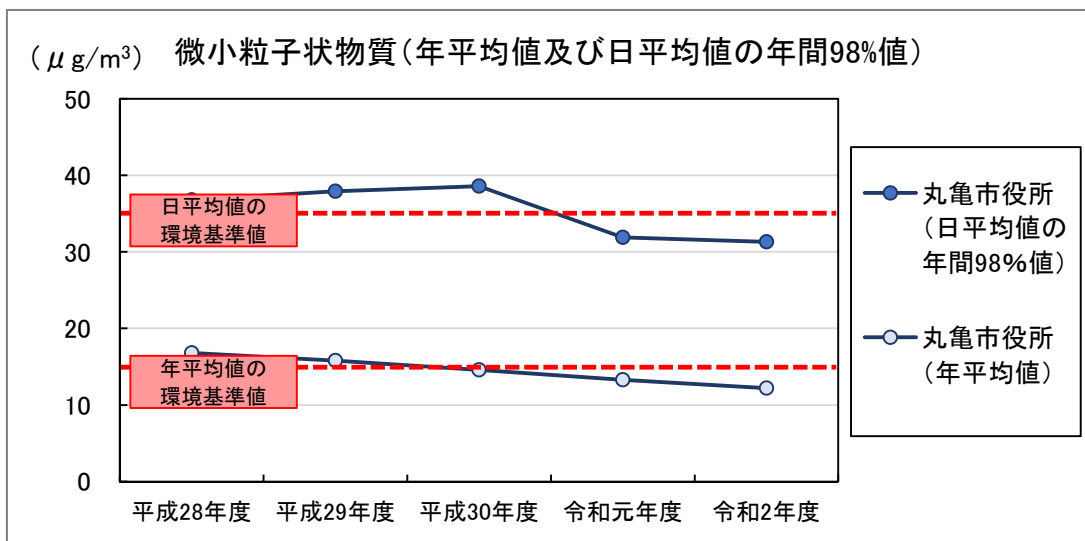
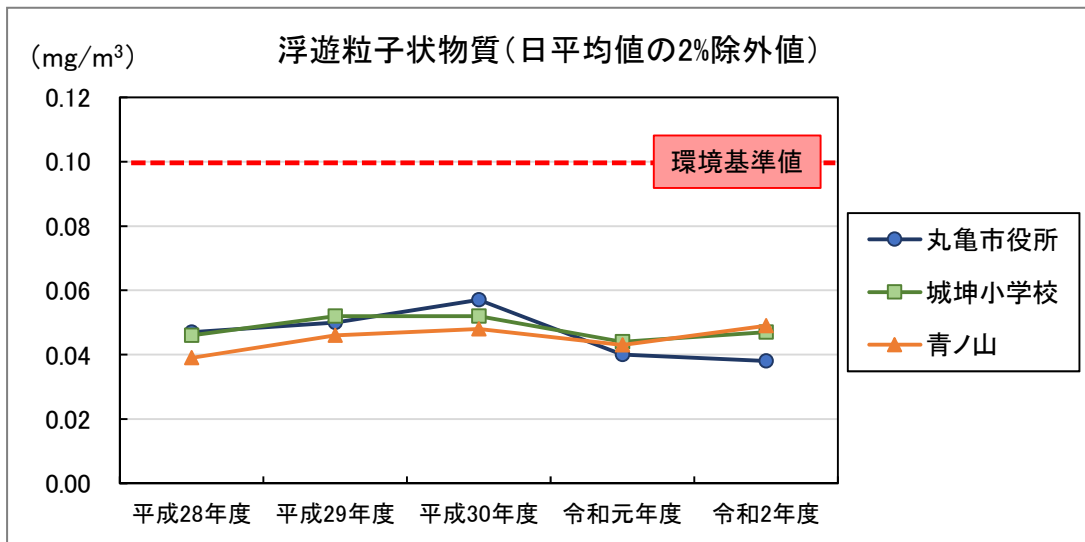
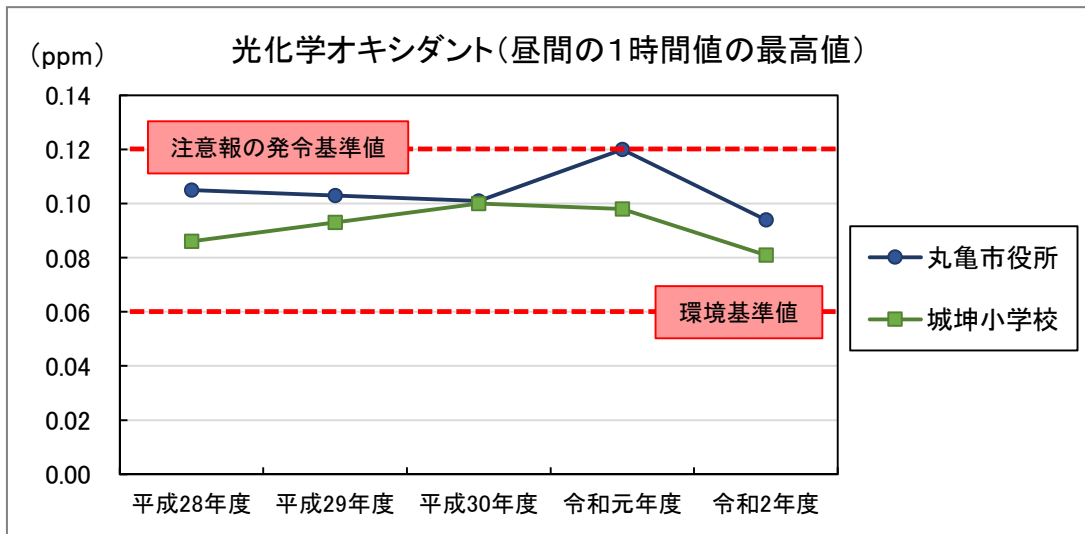


図 2-3-9 大気質測定結果 (2)

出典：大気汚染調査結果(香川県)

有害大気汚染物質*については、丸亀市役所における調査結果は表 2-3-8 に示すとおりであり、全て環境基準に適合していました。

表 2-3-8 有害大気汚染物質調査結果（年平均値）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

項目	環境基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ベンゼン*	$3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1.4	1.8	0.83	1.0	0.67
トリクロロエチレン*	$130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	0.34	0.2	0.06	0.10	0.06
テトラクロロエチレン*	$200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	0.57	0.15	0.089	0.13	0.064
ジクロロメタン*	$150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1.2	1.2	0.89	0.80	0.96

出典：大気汚染調査結果（香川県）

(2) 酸性雨

硫酸化合物*や窒素化合物は、石炭や石油などの化石燃料*の燃焼などに伴って、大気中へ放出され、複雑な化学反応を繰返して硫酸イオン*、硝酸イオン*等に変化します。それが雨水に取り込まれて pH が 5.6 以下になった場合を一般的に酸性雨といいます。

令和2年度における丸亀市の pH の年平均値は、丸亀市役所が 4.5、綾歌市民総合センターが 4.8 となっていました。

一方、香川県の調査によると、平成28年度から令和2年度までの過去5年の測定で、高松市及びまんのう町の雨水の pH（年平均値）は 4.7～5.5 で推移しており、丸亀市の pH はこれらの値と同程度となっております。なお、平成30年度は綾歌市民総合センター改修工事のため、丸亀市役所のみでの測定になります。

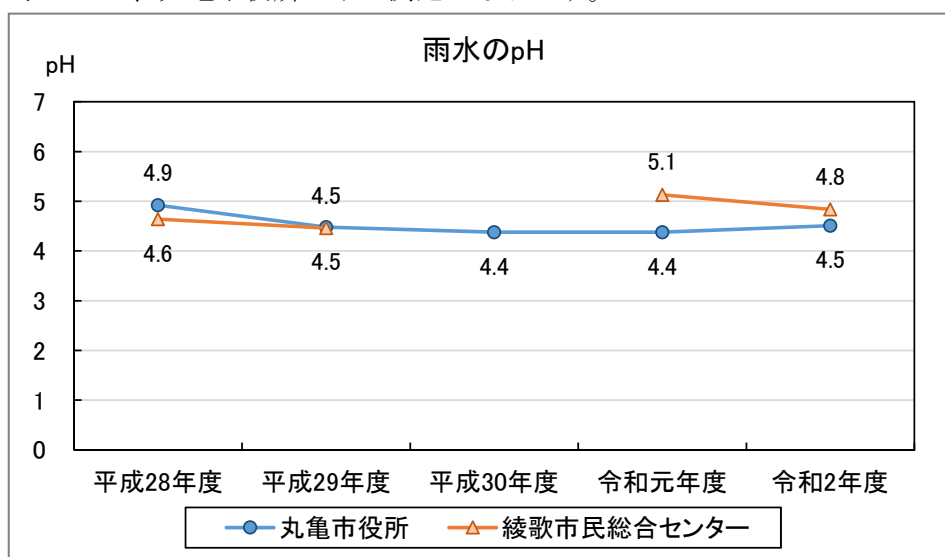


図 2-3-10 雨水の pH 測定結果（年平均値の推移）

出典：まるがめの環境

3 騒音及び振動

(1) 騒音

身の回りの音の中でも不快に感じたり、会話や睡眠を妨げたりする音を騒音といいます。騒音についても、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が環境基本法によって定められており、基準値は地域の特性や時間帯によって決められています。

丸亀市が実施している騒音測定の地点は、図 2-3-11 に示すとおりです。

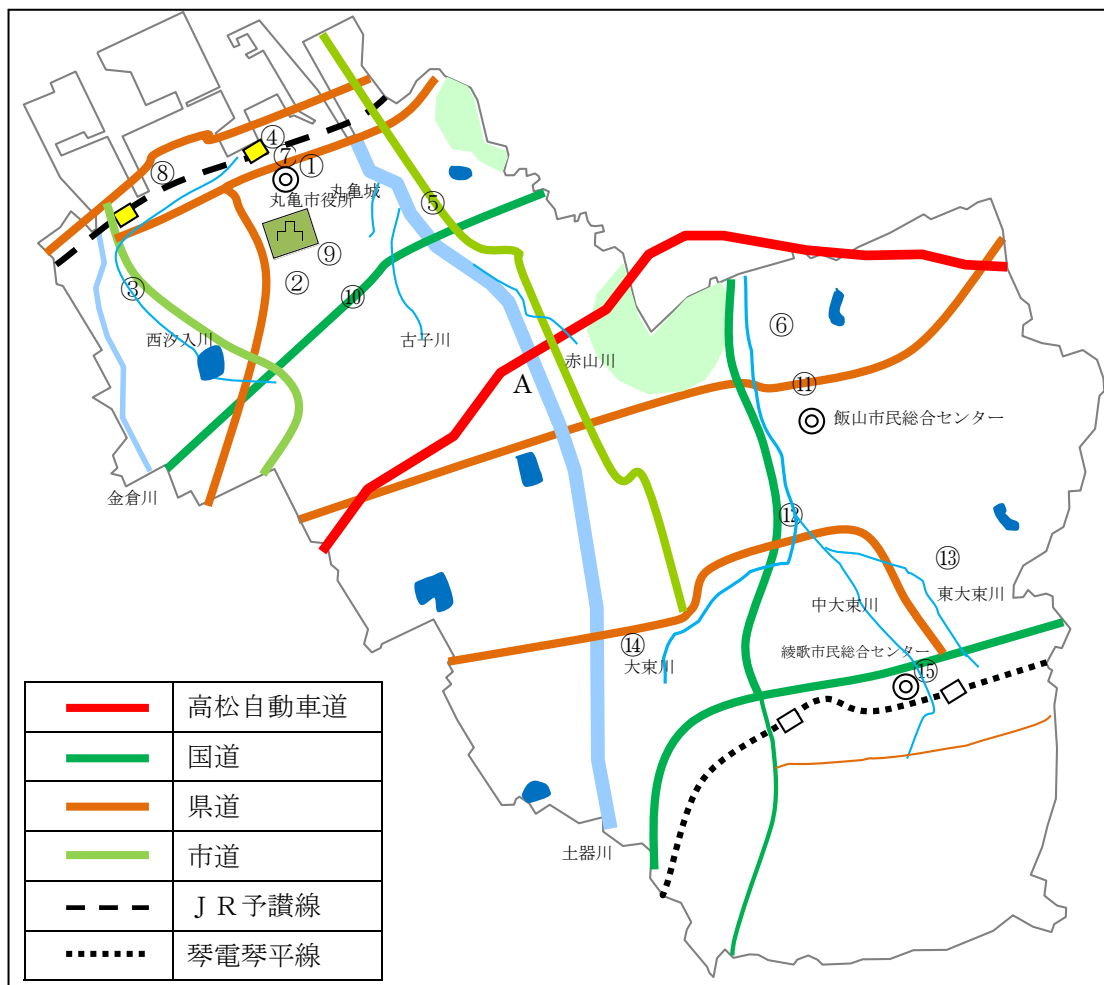


図 2-3-11 騒音測定地点図

[注] 数字は環境騒音測定地点を、「A」は高松自動車道沿線地域環境騒音測定地点を示す。

出典：まるがめの環境

①環境騒音（一般地域）

過去3年間における一般地域の環境騒音*測定結果は表2-3-9に示すとおりであり、全地点で環境基準に適合しています。

表2-3-9 環境騒音（一般地域）測定結果（平成30～令和2年度）

地点 番号	測定地点名	類型 区分	時間 区分	環境 基準	測定結果（dB）		
					H30	R1	R2
6	飯山地域子育て支援センター （飯山町東坂元）【第1種住居地域】	B	昼間	55	46	51	42
			夜間	45	44	39	37
7	ふたば西保育園（通町） 【商業地域】	C	昼間	60	53	52	50
			夜間	50	46	42	42
8	シルバー人材センター（塩屋町） 【第1種住居地域】	B	昼間	55	48	47	49
			夜間	45	41	41	44
9	旧・亀寿園（九番丁） 【第1種中高層住居専用地域】	A	昼間	55	52	—	—
			夜間	45	43	—	—
	市営住宅城南団地（九番丁） 【第1種中高層住居専用地域】	A	昼間	55	—	48	47
			夜間	45	—	39	39
13	富熊コミュニティーセンター （綾歌町富熊）【無指定】	—	昼間	—	47	49	51
			夜間	—	40	45	40

〔注〕測定結果は、等価騒音レベル*を示している（表2-3-10～11も同じ）。

出典：まるがめの環境

②自動車騒音（道路に面する地域）

過去3年間における道路に面する地域の自動車騒音測定結果は表2-3-10に示すとおりです。

令和2年度においても、10地点中1地点で昼間・夜間ともに環境基準を超過、2地点で昼間のみ環境基準を超過していましたが、全地点で騒音規制法の要請限度*に適合しています。

表 2-3-10 自動車騒音（道路に面する地域）測定結果（平成 30～令和 2 年度）

地点 番号	測定地点名	区分	時間 区分	環境 基準	要請 限度	測定結果 (dB)		
						H30	R1	R2
1	県道 33 号線 ※4 車線 (大手町、丸亀市役所) 【商業地域】	近接 空間	昼間	70	75	68	68	67
			夜間	65	70	62	62	61
2	市道七番丁柞原線 ※2 車線 (七番丁、個人住宅) 【第 1 種低層住居専用地域】	A a	昼間	60	70	67	66	65
			夜間	55	65	58	57	56
3	市道昭和町田村線 ※4 車線 (天満町、事業所) 【準住居地域】	近接 空間	昼間	70	75	67	68	68
			夜間	65	70	60	61	61
4	市道港町富士見線 ※4 車線 (港町、個人住宅) 【準工業地域】	近接 空間	昼間	70	75	62	67	67
			夜間	65	70	57	62	61
5	市道土器線 ※4 車線 (土器町東、個人住宅) 【準住居地域】	近接 空間	昼間	70	75	70	68	69
			夜間	65	70	64	61	61
10	国道 11 号 ※4 車線 (土器町西、個人住宅) 【無指定】	近接 空間	昼間	70	75	65	65	64
			夜間	65	70	61	60	60
11	県道 18 号線 ※2 車線 (飯山町川原、旧飯山中央公民 館前) 【近隣商業地域】	近接 空間	昼間	70	75	71	71	72
			夜間	65	70	64	65	64
12	国道 438 号 ※2 車線 (飯山町下法軍寺、飯山高校前) 【第 1 種住居地域】	近接 空間	昼間	70	75	73	72	72
			夜間	65	70	67	65	65
14	県道 22 号線 ※2 車線 (飯山町東小川、東小川児童セ ンター) 【無指定】	近接 空間	昼間	70	75	68	68	68
			夜間	65	70	60	61	60
15	国道 32 号 ※4 車線 (綾歌町栗熊西、綾歌市民総合 センター) 【無指定】	近接 空間	昼間	70	75	70	70	70
			夜間	65	70	65	65	65

〔注〕 1. 表中の着色箇所は、環境基準値を超過していることを示す。

2. 区分欄の「近接空間」は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」を示す。

3. 区分欄のアルファベット大文字は環境基準の類型区分を、小文字は要請限度の区域区分を示す。

出典：まるがめの環境

③ 高松自動車道沿線地域環境騒音

丸亀市では、平成 4 年 4 月 19 日に高松自動車道が開通してから、毎年沿道の騒音調査を実施しています。なお、高松自動車道は市街化区域*外を通っているため、その沿線地域は環境基準指定地域に指定されておらず、環境基準の適用はありません。

過去 3 年間における測定結果は表 2-3-11 に示すとおりです。各年度ともに 1 地点で調査を行い、測定結果を「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値と比較すると、低い数値となっています。

表 2-3-11 高松自動車道沿線地域環境騒音測定結果（平成 30～令和 2 年度）

地点 番号	測定地点名	類型区分	時間 区分	環境基準 (参考)	測定結果 (dB)		
					H30	R1	R2
A	川西町北 (萬象園)	無指定	昼間	70	65	64	60
			夜間	65	62	63	55

出典：まるがめの環境

(2) 振動

丸亀市では、道路交通振動の測定を隔年で実施しています。平成 30 年度及び令和 2 年度の測定結果は表 2-3-12 に示すとおりであり、交通量の多い幹線道路沿い 7 地点で調査を行った結果、全地点で振動規制法の要請限度に適合しています。

表 2-3-12 道路交通振動測定結果（平成 30 年度及び令和 2 年度）

地点 番号	測定地点名	区域 区分	時間 区分	要請 限度	測定結果 (dB)	
					H30	R2
1	県道 33 号線 (大手町、丸亀市役所) 【商業地域】	2 種	昼間	70	46	42
			夜間	65	43	39
3	市道昭和町田村線 (天満町、事業所) 【準住居地域】	1 種	昼間	65	44	46
			夜間	60	42	40
4	市道港町富士見線 (港町、個人住宅) 【準工業地域】	2 種	昼間	70	48	42
			夜間	65	45	35
5	市道土器線 (土器町東、個人住宅) 【準住居地域】	1 種	昼間	65	48	47
			夜間	60	45	41
10	国道 11 号 (土器町西、個人住宅) 【無指定】	2 種	昼間	70	44	35
			夜間	65	42	30
11	県道 18 号線 (飯山町川原、旧飯山中央公民館前) 【近隣商業地域】	2 種	昼間	70	38	43
			夜間	65	34	33
15	国道 32 号 (綾歌町栗熊西、綾歌市民総合センター) 【無指定】	2 種	昼間	70	37	37
			夜間	65	35	33

〔注〕測定結果は、80%レンジの上端値を示す。

出典：まるがめの環境

4 その他公害

(1) ダイオキシン類

香川県が測定したダイオキシン類*調査結果のうち、丸亀市内の大気、河川の水質の測定結果は図 2-3-12 に示すとおりです。大気、河川の水質ともに各年度とも環境基準に適合しています。また、図にはありませんが、河川の底質中のダイオキシン類については、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の調査において、土器川の「丸亀橋」が 0.41～1.00pg-TEQ/g で推移しており、環境基準（150pg-TEQ 以下）に適合しています。

これらの他、香川県では地下水質及び土壌のダイオキシン類調査を、毎年、調査地点を変えて実施しており、環境基準を超過した地点はありません。

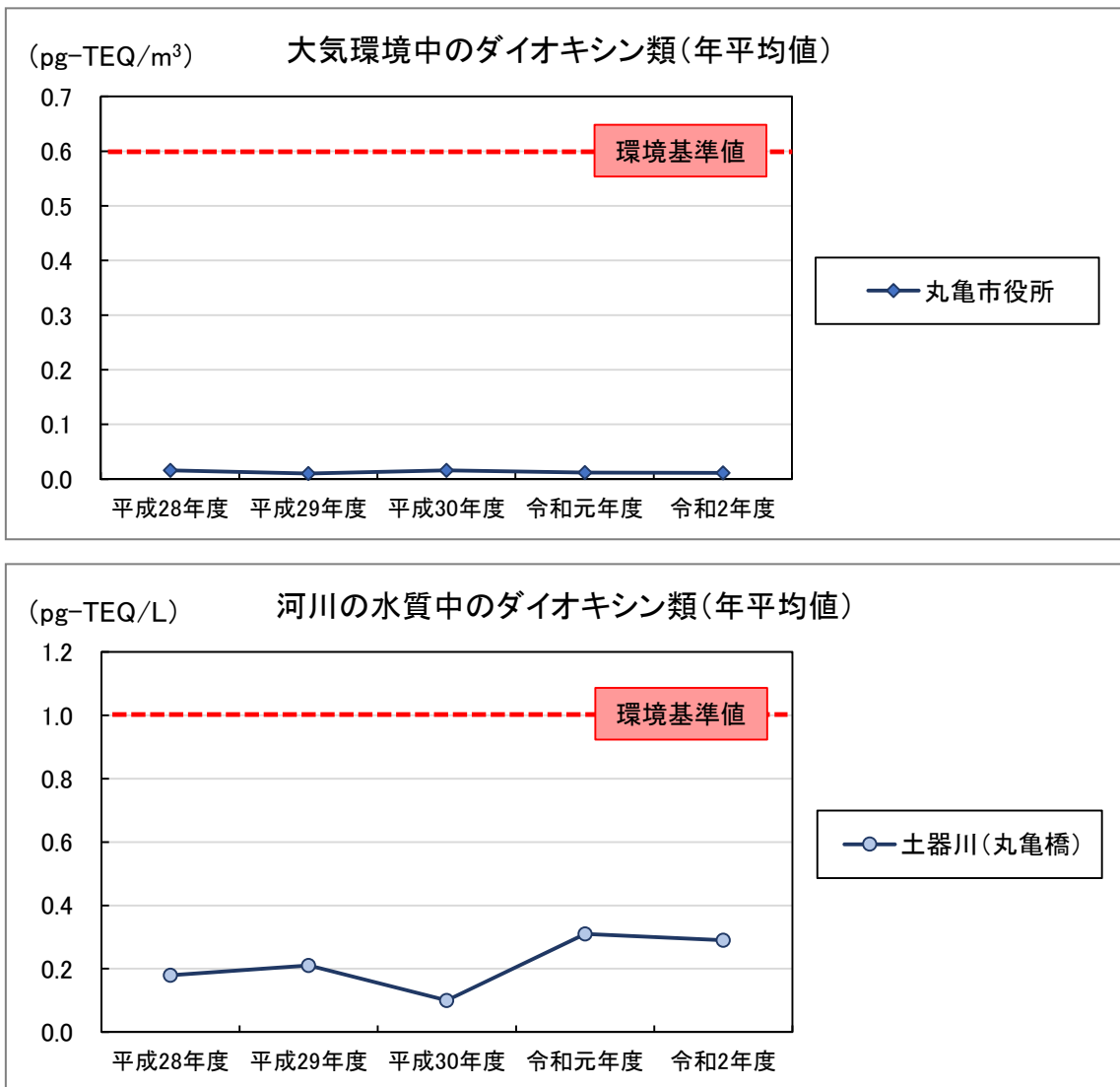


図 2-3-12 ダイオキシン類の測定結果

出典：大気は大気汚染調査結果（香川県）、水質は四国内一級河川の水質現況（四国地方整備局）

(2) 放射線量

大気中の放射線量については、香川県が調査を実施しています。丸亀市では平成 24 年度から測定が開始されており、原子力規制委員会のホームページでリアルタイムに公表されるとともに、県のホームページで公表されています。

国際放射線防護委員会（ICRP）が平成 19 年に示した勧告では、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が 1 年間に浴びてもよい被ばく限度量は 1mSv/年（1,000 μ Sv/年）とされています。また、環境省では除染の基準を 0.23 μ Sv/h としています。丸亀市における測定値は表 2-3-13 に示すとおりであり、これらの基準値を下回っています。

表 2-3-13 丸亀市（中讃保健福祉事務所）における大気中の放射線量調査結果

（地上高 1.0m、単位： μ Sv/h）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
平均	0.055	0.055	0.056	0.055	0.055
最小	0.052	0.052	0.052	0.052	0.052
最大	0.095	0.091	0.080	0.085	0.088

〔注〕測定値は空間放射線量率を放射線量に換算している。

出典：放射線量等の測定結果（香川県）

(3) 公害苦情

令和2年度の公害苦情件数は315件であり、前年度と比較して26件増加しています。

近年の傾向としては、廃棄物などの野焼き、空き地・空き家の管理不良による雑草の繁茂など、身近な環境に関する苦情が多く、市民の快適環境に対するニーズの高まりから、この種の苦情は今後ますます増加するものと思われます。

表 2-3-14 苦情申立状況

(単位：件)

種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気汚染	53	62	66	39	51
水質汚濁	6	7	3	6	12
土壌汚染	1	0	0	0	0
騒音	11	11	4	9	15
振動	1	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	1	4	6	15	12
その他	294	287	257	220	225
合計	367	371	336	289	315

〔注〕「大気汚染」は野焼き苦情を含む。「その他」は空き地等の雑草の繁茂・隣の家からの枝葉等の越境・犬のふん・野犬等の苦情を含む。

出典：まるがめの環境

(4) 野犬対策及び狂犬病対策

丸亀市では、野犬対策として捕獲箱による野犬捕獲事業を実施しています。地域の協力を得ながら、香川県中讃保健福祉事務所と一体となって野犬対策に取り組んでいます。

また、新たな野犬を発生させないよう飼育者のモラルの向上を図るとともに、飼い犬の登録と狂犬病予防接種の周知徹底を図っています。

表 2-3-15 野犬対策及び狂犬病対策の実施状況

(単位：頭)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
畜犬登録数	608	615	575	602	613
狂犬病予防接種数	5,036	5,078	4,964	5,109	5,058
捕獲頭数	54	85	90	60	126
引き取り頭数	423	391	405	284	197

出典：生活環境課資料

2-4 資源の循環

丸亀市内のごみの排出量は、表 2-4-1 に示すとおりです。令和 2 年度のごみ総排出量は 35,026t であり、平成 28 年度 (36,217t) から約 3.3%減少しています。

表 2-4-1 ごみ排出量の状況

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
人口 (人)		109,922	109,678	109,281	109,139	109,378	
ごみ排出量 (t)	収集ごみ量	可燃ごみ	19,078	18,901	18,857	19,153	19,539
		不燃ごみ	1,218	1,197	1,279	1,322	1,439
		粗大ごみ	186	202	215	201	266
		資源ごみ	4,332	4,073	3,894	3,820	3,557
	直接搬入ごみ量	11,403	11,875	11,052	11,280	10,225	
	ごみ総排出量	36,217	36,248	35,297	35,776	35,026	
ごみ処理量 (t)	焼却処理量	30,696	31,026	30,442	31,335	30,651	
	資源化処理量	4,899	4,541	4,367	4,295	4,873	
	埋立処分量	4,133	3,763	3,690	3,518	2,504	

〔注〕人口は、常住人口（各年度 3 月 31 日現在）を示す。

出典：丸亀市一般廃棄物処理基本計画

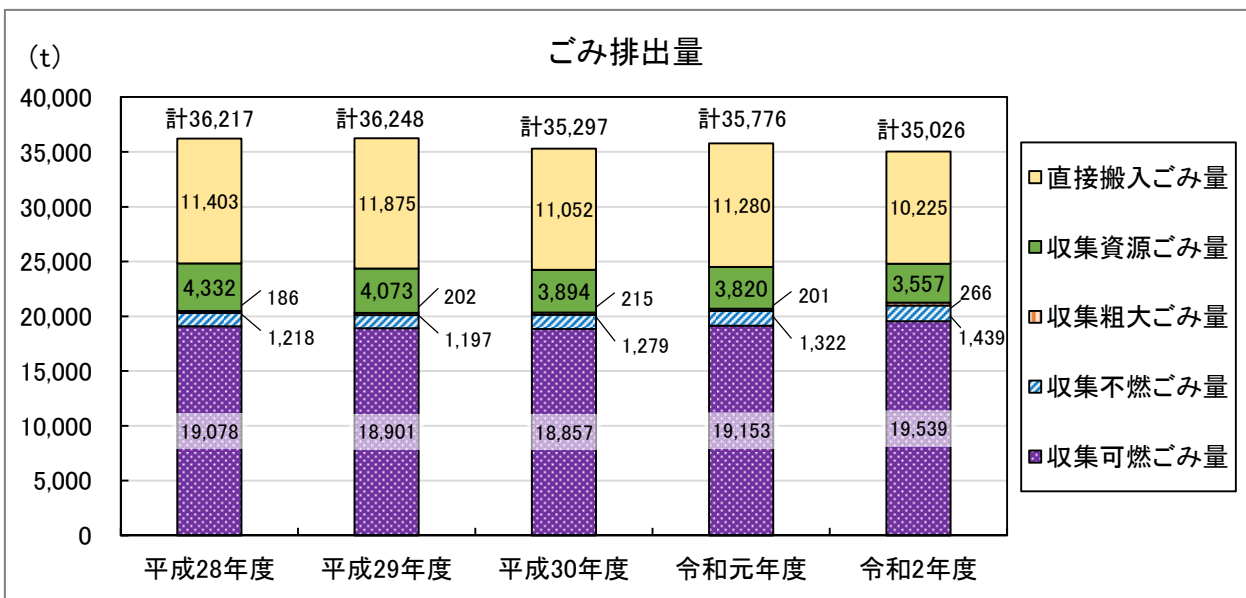


図 2-4-1 ごみ排出量の推移

市民1人1日当たりのごみ排出量をみると、全国平均値は下回っていますが、香川県平均値を上回っています。一方、リサイクル率（ごみ総排出量のうち資源化処理された量の割合）は、全国平均値や香川県平均値を下回っています。1人1日当たりのごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、リサイクル*についても課題が残る状況となっています。

表 2-4-2 1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1人1日当たり のごみ排出量(g)	全国	925	920	919	918	-
	香川県	872	869	863	868	-
	丸亀市	903	906	885	896	852
リサイクル率 (%)	全国	20.3	20.2	19.9	19.6	-
	香川県	18.7	19.3	18.9	18.2	-
	丸亀市	13.5	12.5	12.4	12.0	13.9

出典：全国・香川県は一般廃棄物処理実態調査（環境省）、丸亀市は一般廃棄物処理基本計画

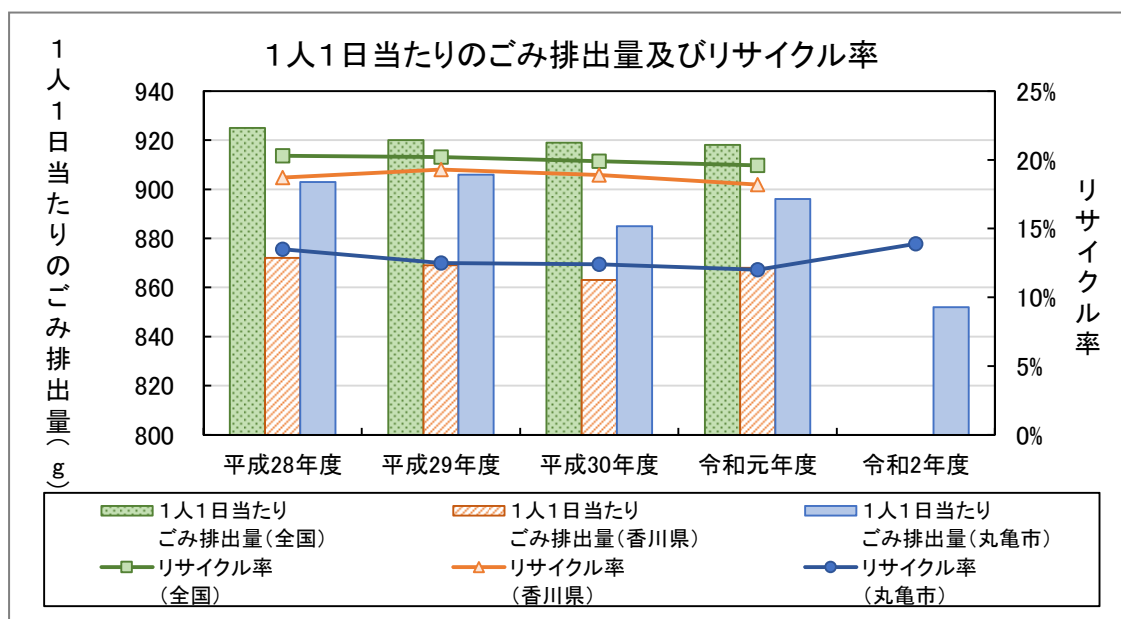


図 2-4-2 ごみ排出量及びリサイクル率の推移

2-5 地球環境

1 温室効果ガス排出量

令和2年度の市（行政）の全ての事務及び事業における温室効果ガス*排出量は15,154.2t-CO₂で、前年度から約10.0%減少しています。丸亀市では、「丸亀市環境保全率先実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和12年度までに、平成28年度(24,516.0t-CO₂)比で37%削減することを目標としています。

表 2-5-1 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)

温室効果ガス	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
二酸化炭素		20,522.1	17,959.4	16,228.8	14,543.2
メタン		207.6	202.6	187.3	190.8
一酸化二窒素		458.2	448.9	413.2	420.2
合計	24,516.0	21,187.9	18,610.9	16,829.3	15,154.2

〔注〕1. 温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で表示している。

2. 電力の排出係数は該年度の電気事業者別排出係数を用いている。

出典：まるがめの環境

2 住宅用太陽光発電システム設置費補助

丸亀市では、再生可能エネルギーの利用の推進と市民の環境意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的として、住宅用太陽光発電システム*設置費補助制度を設けています。令和2年度における補助件数は106件であり、累計で2,408件となっています。

また、令和2年度より停電長期化に備えたエネルギー源確保策として、新たに住宅用蓄電システム設置補助制度を設けています。

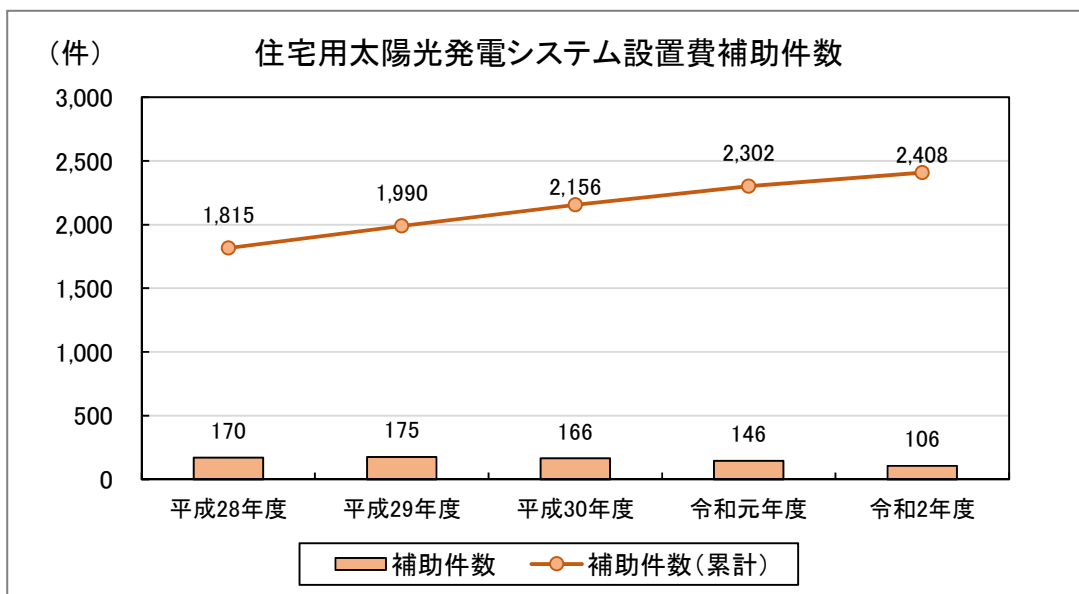


図 2-5-1 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数の推移

出典：まるがめの環境

2-6 歴史文化環境

丸亀市には、表 2-6-1 に示すように、国指定の文化財・記念物等が 24 件、県指定の文化財・記念物が 11 件、市指定の文化財・記念物が 90 件あります。

表 2-6-1 文化財の種別件数

(単位：件)

区分		国指定	県指定	市指定	計	
有形文化財	建造物	2	1	13	16	
	美術 工芸品	絵画	1	1	12	14
		彫刻	2	3	18	23
		工芸品	2	-	8	10
		書跡・典籍、古文書	-	-	11	11
		考古資料	-	-	4	4
		歴史資料	-	-	8	8
民俗文化財	有形民俗文化財	-	1	1	2	
	無形民俗文化財	-	2	1	3	
記念物	史跡	4	3	6	13	
	名勝*	-	-	1	1	
	天然記念物	-	-	7	7	
重要伝統的建造物群保存地区		1	-	-	1	
登録文化財*		12	-	-	12	
合計		24	11	90	125	

出典：文化財保存活用課資料

2-7 都市環境

令和 2 年度末における公園緑地の状況は表 2-7-1 に示すとおりであり、開設数が 59、面積が 4,122,251m²となっています。

表 2-7-1 丸亀市の公園緑地

種別	開設数	面積 (m ²)
街区公園	22	51,866
近隣公園	6	102,769
運動公園	4	444,680
風致公園	3	2,729,933
歴史公園	1	204,756
墓園	1	75,690
都市緑地	13	484,733
緑道	2	18,094
広場公園	4	2,935
都市公園以外の公園	3	6,795
合計	59	4,122,251

出典：都市計画課資料

2-8 環境教育及び環境保全活動

1 クリーン・リバーKaNaKuRa 推進会議

平成 11 年 11 月 4 日に金倉川流域の美化活動に沿岸市町と住民が連携を図る「クリーン・リバーKaNaKuRa 推進会議*」が設立されました。この推進会議は、金倉川流域の 2 市 2 町の自治体と住民代表が参加し、香川県が調整役を務めるもので、県内の 2 級河川では初めての取り組みでした。また、平成 17 年 6 月 8 日には、香川県の「香の川創生事業*」の実施地域としての選定を受けるとともに、平成 18 年 2 月には「金倉川流域水環境保全行動計画」を策定し、より一層の水環境の保全に努めてきました。

平成 21 年度をもって 5 年間の「香の川創生事業」が終了、県の負担金はなくなりましたが、引き続き住民が中心となり、2 市 2 町で流域環境調査、河川パトロール、一斉清掃などを実施しています。

2 環境講演会

丸亀市では令和 3 年 3 月に「ゼロカーボンシティ」宣言*を行い、脱炭素社会に向けた取組を推進していきます。ゼロカーボン達成のためには、市民および事業者が環境に配慮した自発的な取組を行い、環境にやさしい行動の輪を家庭、学校、地域や職場などに広げていくことが大切です。そのためには、学校教育や生涯学習における環境教育プログラムを充実させ、子供から大人まで体系的な環境教育を推進する必要があります。

丸亀市では市民・事業者向けに環境講演会を毎年開催しております。令和 3 年度は「2050 年 CO₂ 排出ゼロ（ゼロカーボン）の実現に向けて」のテーマにより講演会を実施し、参加者は 99 名でした。

3 環境にやさしい事業所

環境に対する人々の意識が着実に高まっている現在、全ての事業者はその事業活動において環境負荷を低減し、環境に配慮した取り組みを推進することが求められています。

近年、「環境マネジメントシステム*」に関する国際規格である ISO14001* の認証を取得する企業なども増えています。しかしながら、ISO14001 の認証を取得するには費用もかかることなどから、全ての事業所がこの認証を取得し、環境保全に取り組むことができる状況ではありません。このようなことから丸亀市では全ての事業所が環境に配慮した事業活動に取り組むことを目指すため「環境にやさしい事業所*」登録制度を設けています。

令和 3 年 3 月 31 日現在の「環境にやさしい事業所」登録事業所数は、「エコ・リーダーまるがめ*」が 51 件、「エコ・ハートまるがめ*」が 114 件となっています。



「環境にやさしい事業所」
シンボルマーク